

豊岡市障害者福祉計画

豊岡市障害者計画

第 6 期豊岡市障害福祉計画

第 2 期豊岡市障害児福祉計画

2021 年 2 月

豊 岡 市

－ は じ め に －

市長のあいさつ文章を記載します。

目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の策定体制	4
第2章	基本理念	5
第3章	障害のある人等の現状と課題	6
第1節	人口の現状	6
第2節	障害のある人の状況	7
第3節	障害者及び障害児アンケート調査の概要及び結果	13
第4節	グループインタビューの概要及び結果	41
第5節	豊岡市障害者自立支援協議会への意見聴取	45
第6節	進捗状況	48
第7節	障害者福祉の主な課題	58
第4章	障害者計画	60
第1節	基本目標	60
第2節	施策の体系	61
第3節	施策の展開	62
第5章	第6期障害福祉計画	82
第1節	基本 方針的な考え方	82
第2節	成果目標	82
第3節	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	86
第4節	その他の活動指標	93
第5節	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	94
第6章	第2期障害児福祉計画	101
第1節	基本 方針的な考え方	101
第2節	成果目標	101
第3節	障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	103
第7章	計画の推進体制と進行管理	105
資 料 編		106
1.	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	106
2.	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿	109
3.	豊岡市障害者福祉計画策定の経過	110

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国及び兵庫県の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を2007年9月に署名、2014年1月に批准し、同条約は同年2月に発効しました。

また、障害者権利条約の批准に先立ち、2011年7月に障害者基本法が改正されました。その内容を踏まえ、2013年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行、2018年3月に「障害者基本計画（2018～2022年度）」（「第4次計画」）が策定されました。

2016年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、施行から約10年が経過した発達障害者支援法は、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたった改正が2016年8月に施行し、切れ目のない支援の実施等が規定されました。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が2018年4月に施行され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実（自立生活援助と就労定着支援の新設）や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしています。

兵庫県では、障害者基本法に規定する障害者施策に関する基本的な事項を定めた「ひょうご障害者福祉プラン」と、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた「兵庫県障害福祉計画」を一体的にした「ひょうご障害者福祉計画」の計画期間が2020年度末で終了しますが、2021年度末まで延長します。また、2021年度からの計画期間とする第6期障害福祉推進計画を策定します。

2. 本市の取り組み

本市では、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、地域で互いに支え合うまちの実現をめざし、障害者施策を総合的かつ体系的に推進するため、2017年3月に「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～寛容と包摂の社会をめざして～」を基本理念とする「豊岡市障害者計画」を、2018年2月に「第5期豊岡市障害福祉計画」、「第1期豊岡市障害児福祉計画」を策定しました。

これまで市が進めてきたさまざまなまちづくりや施策の根底には、「いのちへの共感」の

考え方が流れています。2012年に定められた「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」という3つの基本的視点に立って構成されています。

また、2018年度から2029年度までの12年間の「豊岡市基本構想」を定めました。これは、「小さな世界都市・Local & Global City」を戦略目的とし、それを実現するために、必要な6つの手段を示しています。

その手段の1つに、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」があり、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくことを示しています。

3. 計画策定の趣旨

本市では、2017年3月に「豊岡市障害者計画」（2017～2020年度）を、2018年2月に「第5期豊岡市障害福祉計画」、「第1期豊岡市障害児福祉計画」（2018～2020年度）を策定し障害者施策や事業を進め、障害者福祉の向上に努めてきました。一方で、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の課題は依然としてあり、引き続きニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

各計画は2020年度末で終了するため、本市における障害者等の状況等を踏まえながら「障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を新たに策定します。

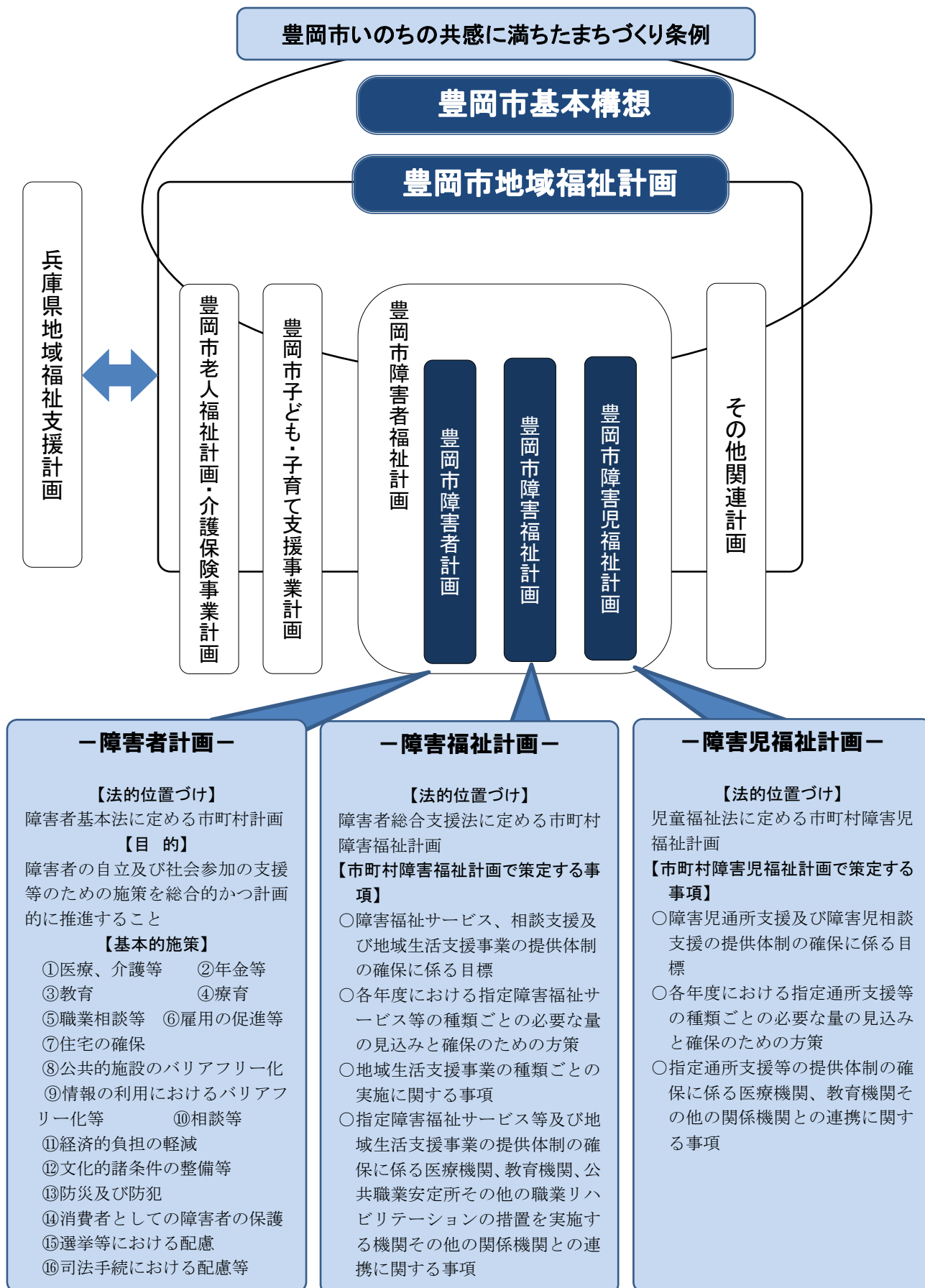
なお、「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「障害児福祉計画」をあわせたものです。

第2節 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、今後の豊岡市における障害者施策の指針となります。

本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「豊岡市基本構想」や「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」、「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者福祉計画 位置づけ



第3節 計画の期間

豊岡市障害者計画は、2021年度から2026年度の6年間を計画期間とします。

また、第6期豊岡市障害福祉計画と第2期豊岡市障害児福祉計画は、2021年度から2023年度の3年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	2017～2020 年度				2021～2026 年度					
障害福祉計画	2015～2017 年度 (第4期)	2018～2020 年度 (第5期)			2021～2023 年度 (第6期)			2024～2026 年度 (第7期)		
障害児福祉計画		2018～2020 年度 (第1期)			2021～2023 年度 (第2期)			2024～2026 年度 (第3期)		

第4節 計画の策定体制

1. 障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募市民、関係行政職員など17人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

2. 障害者・児へのアンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方などから、生活状況や障害福祉サービスの利用状況・意向などを伺い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

3. グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、計画への住民参画のひとつとして実施しました。

4. 障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市障害者自立支援協議会に、市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

5. パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）について、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

「障害のある人もない人も 共に支え合い

自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」

～多様性を受け入れる社会をめざして～

本市ではこれまで、2017年3月に策定した「豊岡市障害者計画」で、「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～寛容と包摂の社会をめざして～」を基本理念に、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりに向け**てた施策を**取り組んできました。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、**この条例は**「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」という3つの視点に立っています。この条例には、お互いの違いを認め合い、共に支え合い、一人ひとりを尊重するまちをめざす姿勢が示されています。

また、「豊岡市基本構想」では、市がめざすまちの将来像を、「小さな世界都市-Local & Global City-」としています。それを実現するための主要手段の1つとして、障害の有無など、多様性を受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちを築いていくことが示されています。

これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境の中で、すべての人が尊重され、多様性を受け入れ地域で互いに支え合う社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりに向けた取り組みを充実させていく必要があります。

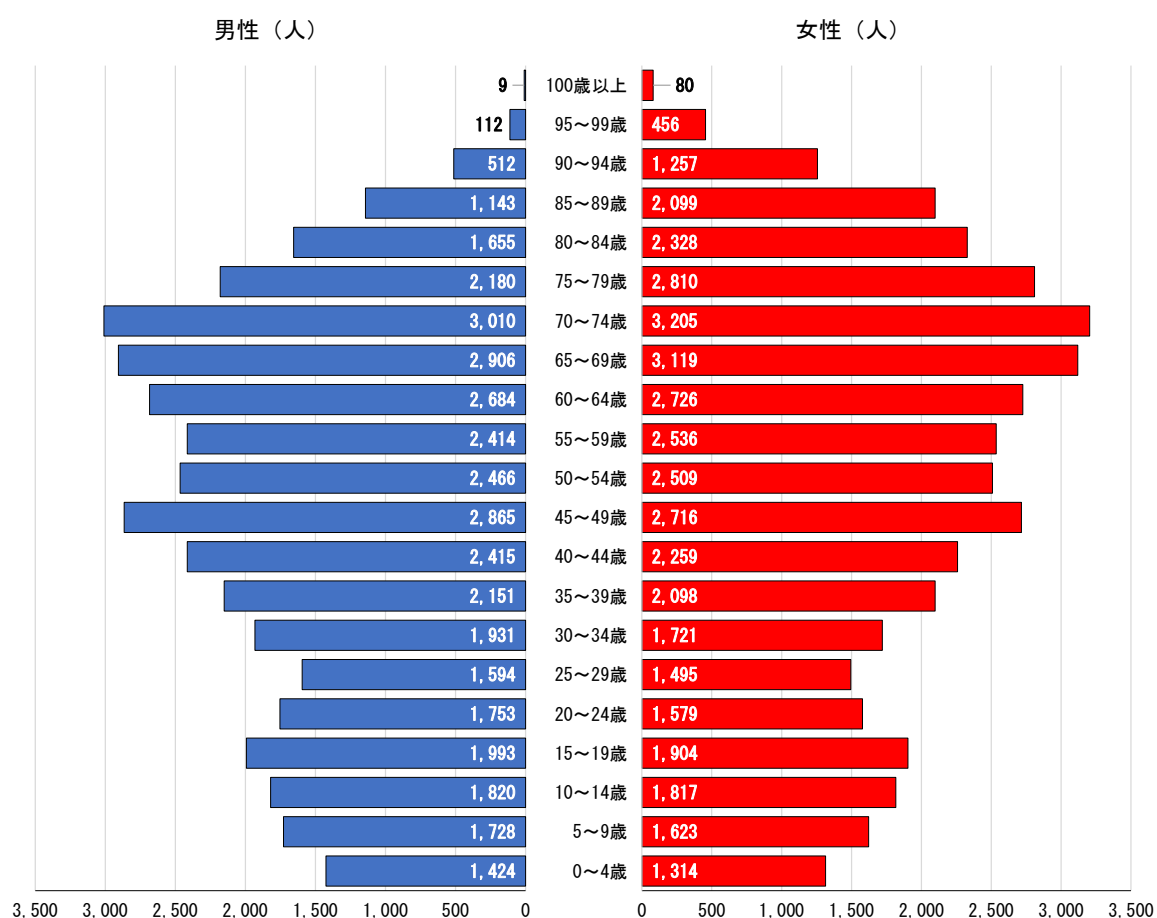
以上のことを踏まえ、本計画の策定にあたっては、「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念とします。

第3章 障害のある人等の現状と課題

第1節 人口の現状

2020年3月末住民基本台帳をみると、豊岡市の総人口は80,416人となっており、男性が38,765人（48.2%）、女性が41,651人（51.8%）です。年齢全区分別では、0～14歳が9,726人（12.1%）、15～64歳が43,809人（54.5%）、65歳以上が26,881人（33.4%）人となっています。

豊岡市人口（年齢5歳階級別）



第2節 障害のある人の状況

1. 障害者手帳所持者の推移

本市の人口は、減少傾向が続いており、2014年度から2019年度の6年間の推移をみると、85,244人から80,416人へと4,828人（5.7％）減少しています。

手帳所持者総数では、4,940人から4,785人へと155人（3.1％）減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

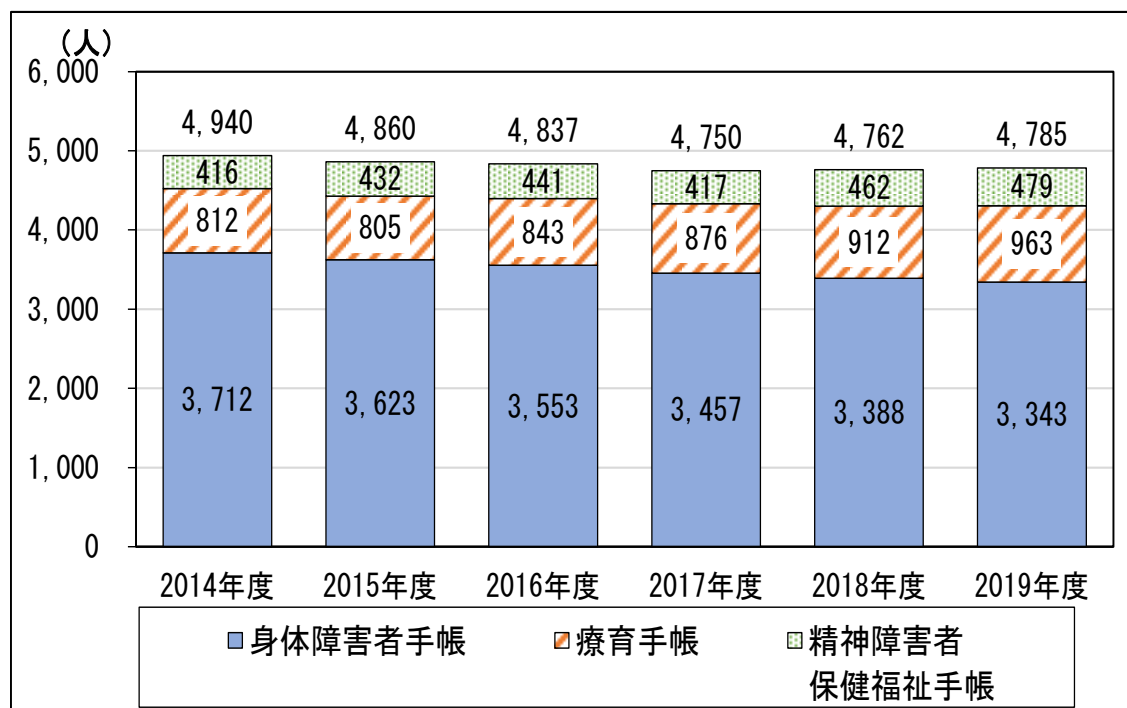
手帳所持者総数が人口に占める比率は、5.7～6.0％で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
人口	85,244	84,337	83,554	82,624	81,416	80,416
身体障害者手帳 所持者数	3,712	3,623	3,553	3,457	3,388	3,343
療育手帳所持者数	812	805	843	876	912	963
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	416	432	441	417	462	479
手帳所持者数	4,940	4,860	4,837	4,750	4,762	4,785
対人口比	5.8%	5.8%	5.8%	5.7%	5.8%	6.0%

（年度末）

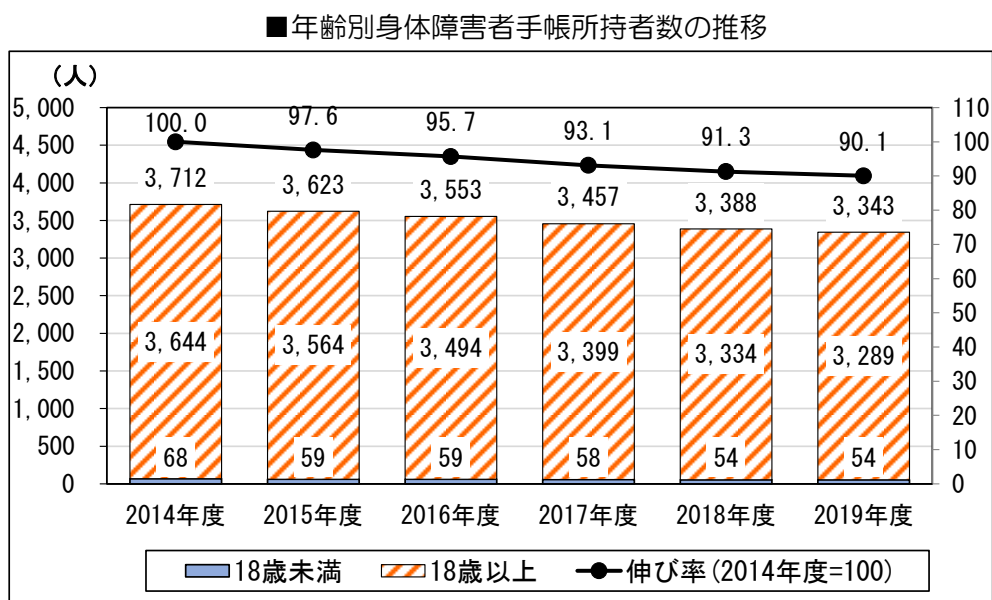


2. 身体障害のある人の状況

(1) 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

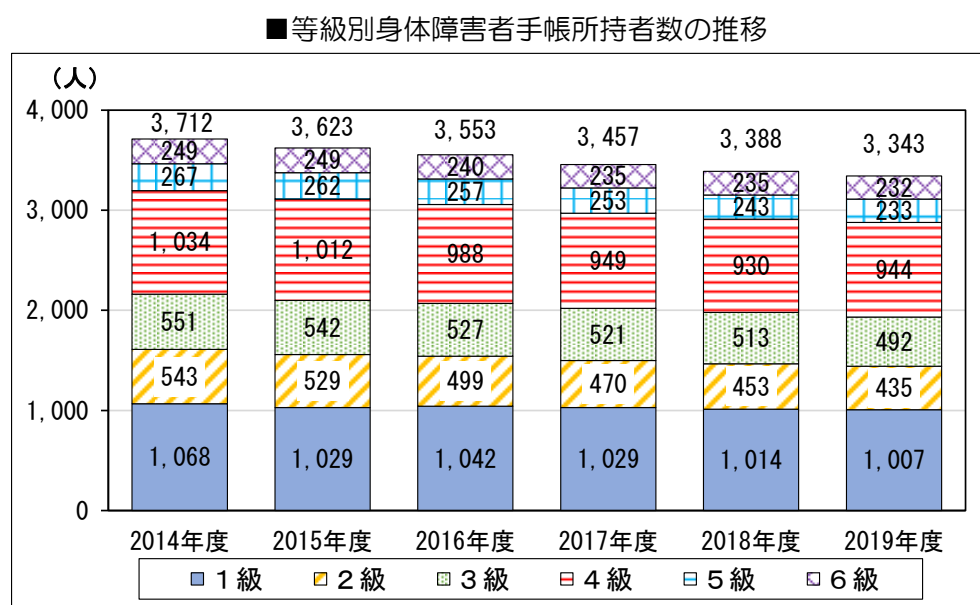
障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）ともに減少傾向がみられます。

障害者では、2014年度から2019年度の6年間で、355人（9.7％）減少、障害児では14人（20.6％）減少しています。



(2) 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

すべての等級で減少傾向がみられます。減少幅が大きいのは、2級、3級、5級で、2級では2014年度から2019年度の6年間で108人（19.9％）減少、3級では59人（10.7％）減少、5級では34人（12.7％）減少しています。

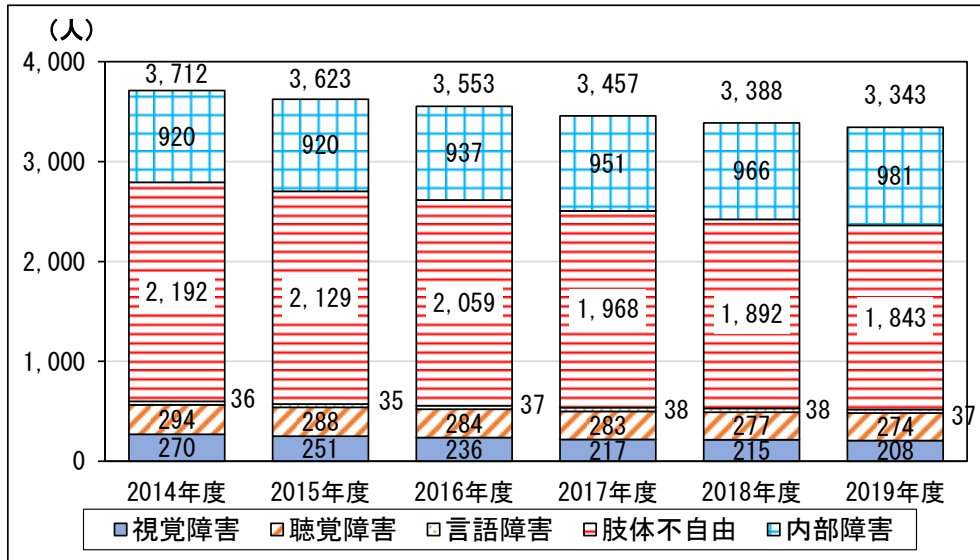


(3) 障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

内部障害で増加傾向、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由で減少傾向がみられます。

肢体不自由では、2014年度から2019年度の6年間で、349人（15.9%）減少、視覚障害では62人（23.0%）減少、一方、内部障害では61人（6.6%）増加しています。

■障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移



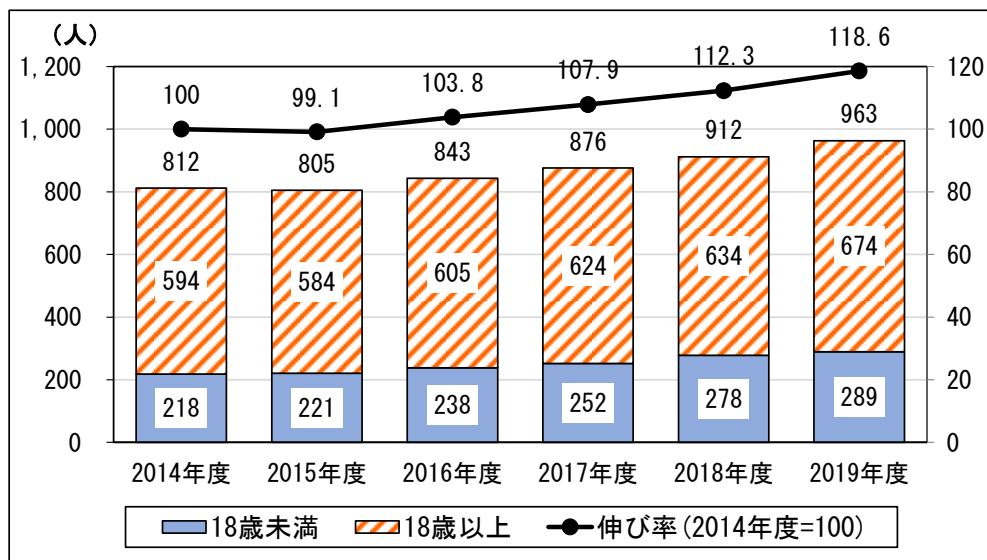
3. 知的障害のある人の状況

(1) 年齢別の療育手帳所持者の状況

障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）ともに増加傾向がみられます。

障害者では、2014年度から2019年度の6年間で、80人（13.5%）増加、障害児では71人（32.6%）増加しています。

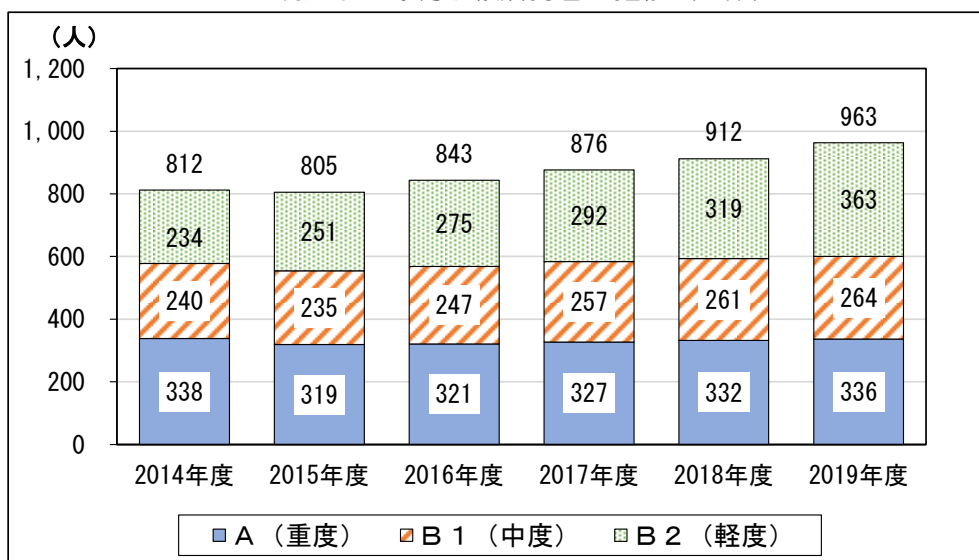
■年齢別の療育手帳所持者の推移



(2) 判定別の療育手帳所持者の状況

判定別にみるとB 2（軽度）が増加傾向、A判定（重度）、B1判定（中度）は微増または横ばいの傾向がみられます。

■判定別の療育手帳所持者の推移（人数）

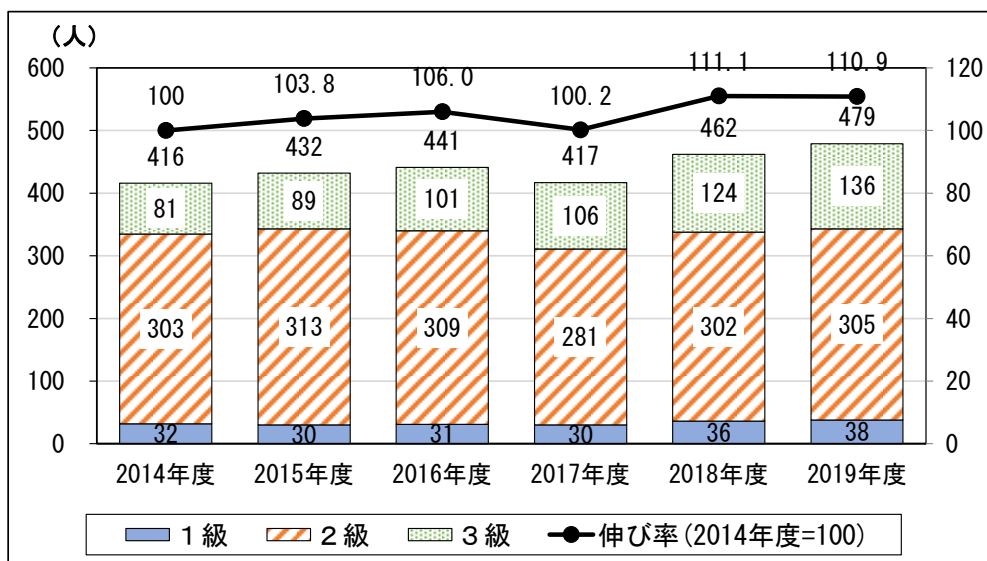


4. 精神障害のある人の状況

(1) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

3級では増加傾向がみられ、1級と2級は2017年度まで増減を繰り返し、その後、増加しています。

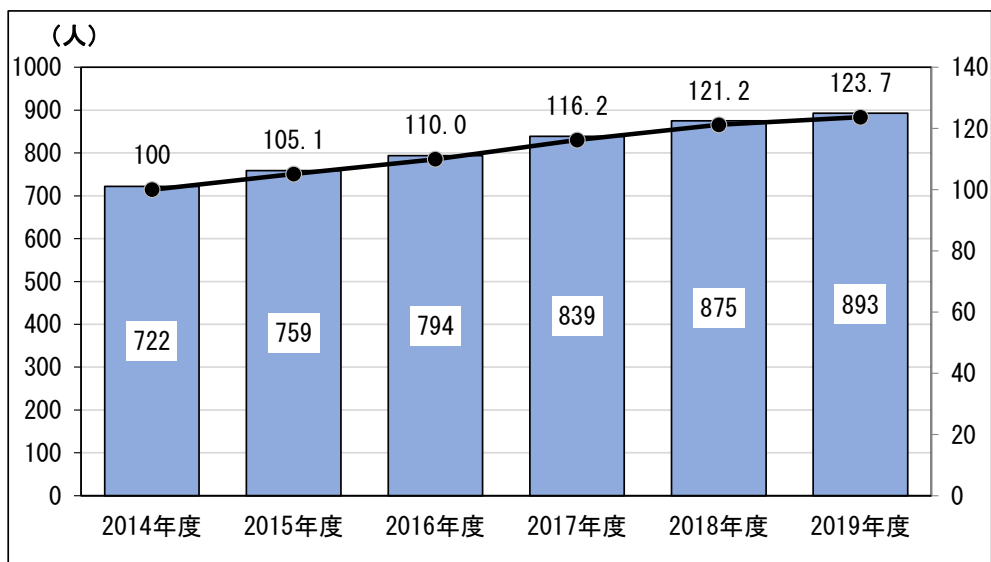
■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、2014年度から2019年度の6年間で722人から893人へと171人増加しており、その増加率は23.7%となっています。

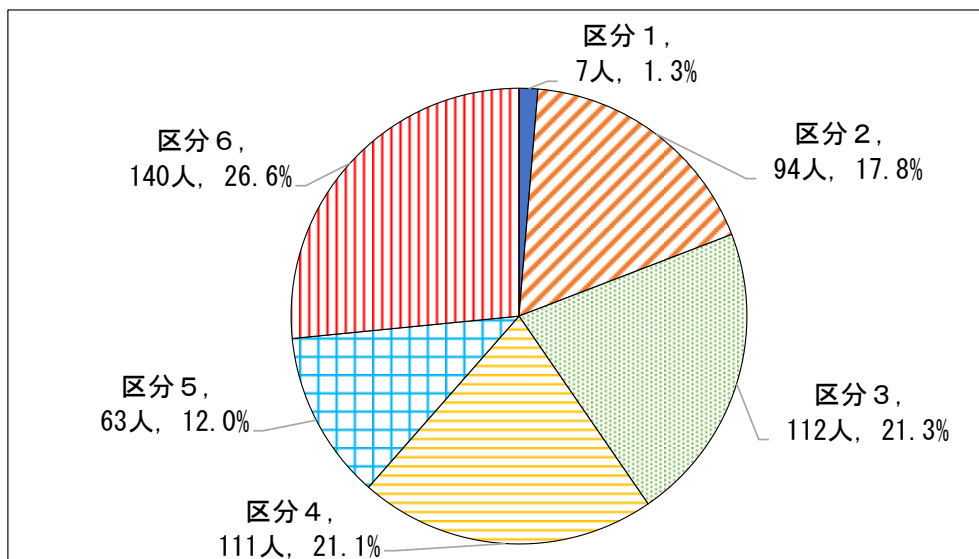
■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



5. 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、区分6の占める割合が最も高く、次いで、区分3、区分4となっています。今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。

■ 障害支援区分認定者の割合

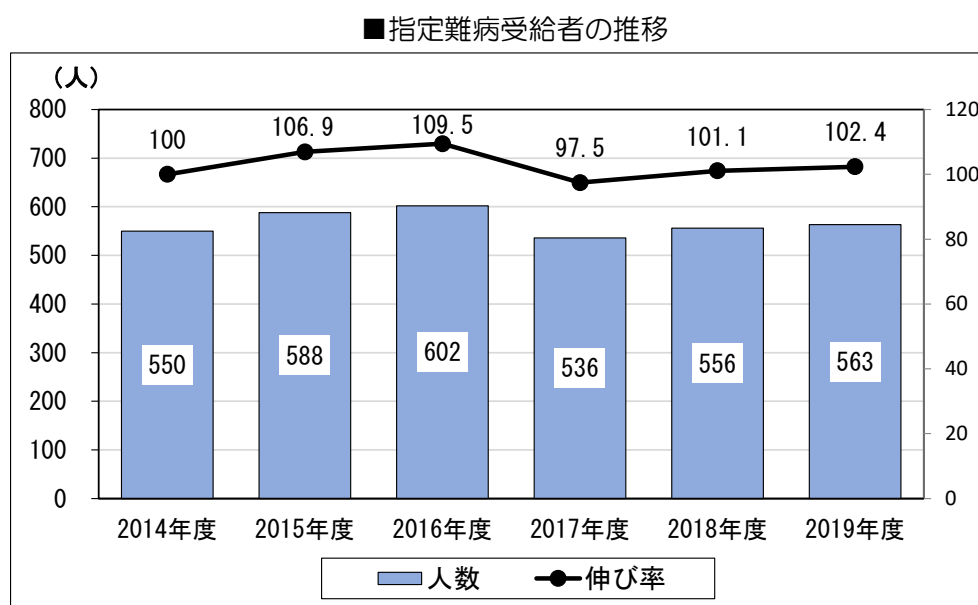


※2019年度末現在

※ 障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の割合を総合的に示すものです。区分1に比べて区分6の方が、必要とされる支援の割合が高くなります。

6. 指定難病受給者の状況

2014年度から2019年度の6年間で、550人から563人へとわずかに13人増加しています。



第3節 障害者及び障害児アンケート調査の概要及び結果

1. 障害者及び障害児アンケート調査の概要

(1) 調査対象者

障害者手帳所持者のうち、その多くが 65 歳以上の身体障害者手帳所持者となっています。そのため、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳不所持で障害福祉サービス利用者、65 歳未満の身体障害者手帳所持者については原則全数調査としました。65 歳以上の身体障害者手帳所持者のみ抽出率 10%にすることで、65 歳未満の方の意見をより多く収集するよう努めました。

(2) 調査期間

2020 年 7 月 14 日から 7 月 30 日

(3) 回収結果

対 象	対象者数	有効回収数	有効回収率 (%)
障害者	1,851	920	49.7
障害児	373	146	39.1
計	2,224	1,066	47.9

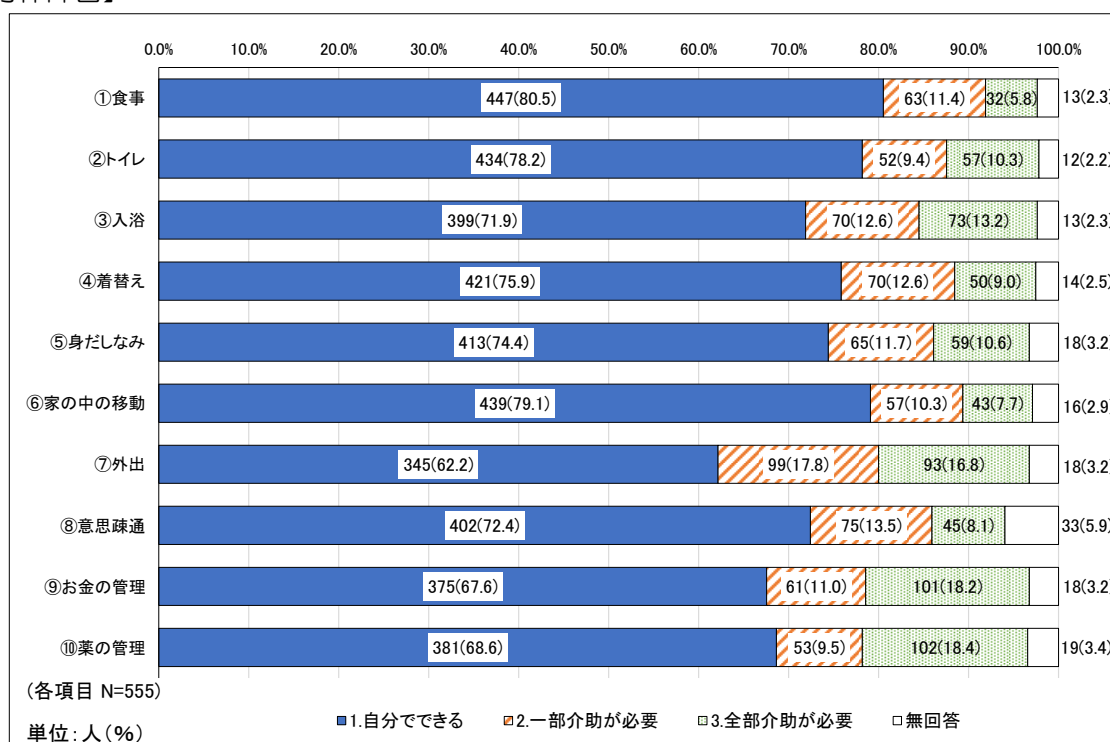
2. 障害者アンケート調査結果の概要

(1) 日常生活について

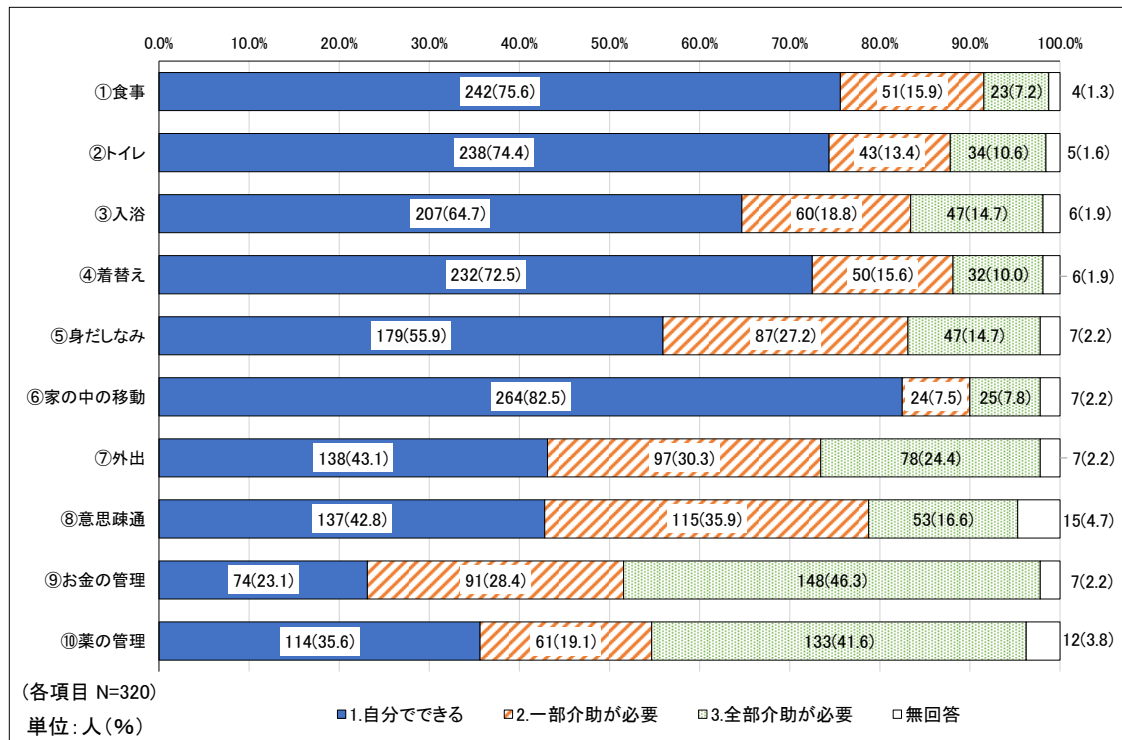
- 日常生活について「1.自分でできる」の割合をみると、知的障害、発達障害は、身体障害、精神障害に比べて全体的に割合が低くなっています。（ただし、「⑥家の中の移動」は除く）
- 身体障害をみると、「①食事」「②トイレ」「③入浴」「④着替え」「⑤身だしなみ」「⑥家の中の移動」「⑧意思疎通」では、「1.自分でできる」が70%以上となっていますが、「⑦外出」では62.2%と最も低くなっています。
- 知的障害をみると、「①食事」「②トイレ」「④着替え」「⑥家の中の移動」では、「1.自分でできる」が70%以上となっていますが、「⑨お金の管理」では23.1%と最も低く、「⑩薬の管理」（35.6%）、「⑧意思疎通」（42.8%）、「⑦外出」（43.1%）でも低い割合となっています。
- 精神障害をみると、「①食事」「②トイレ」「③入浴」「④着替え」「⑤身だしなみ」「⑥家の中の移動」では、「1.自分でできる」が70%以上となっていますが、「⑨お金の管理」では60.8%と最も低く、「⑧意思疎通」（62.9%）、「⑦外出」（65.3%）「⑩薬の管理」（68.6%）でも70%未満となっています。
- 発達障害をみると、「①食事」「②トイレ」「③入浴」「④着替え」「⑥家の中の移動」では、「1.自分でできる」が70%以上となっていますが、「⑨お金の管理」では38.5%と最も低く、「⑦外出」（60.6%）、「⑧意思疎通」（51.9%）、「⑩薬の管理」（51.0%）でも50～60%となっています。

●日常生活では、次のことをどのようにしているか。

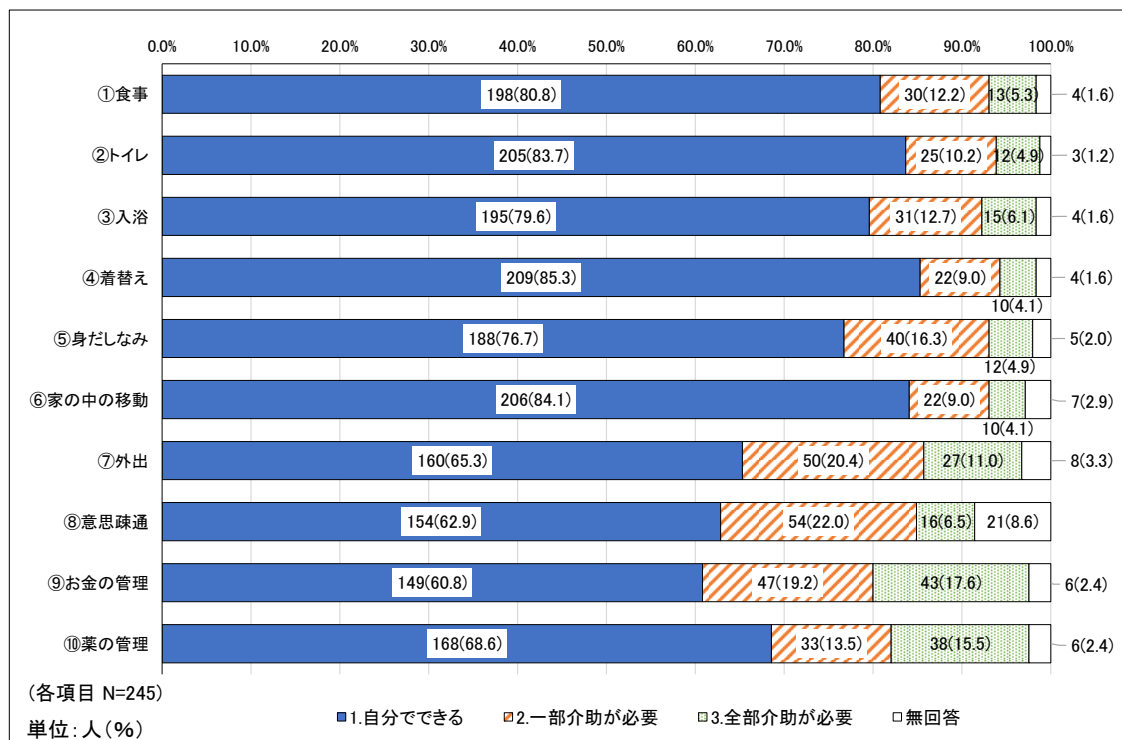
【身体障害】



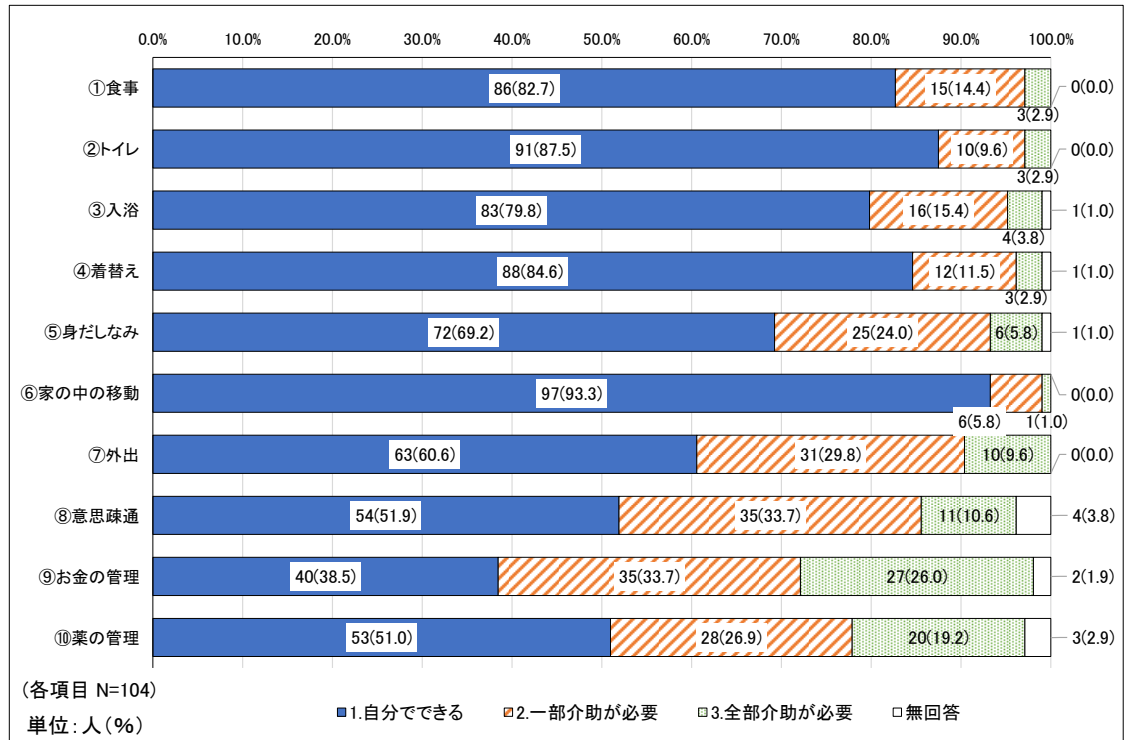
【知的障害】



【精神障害】



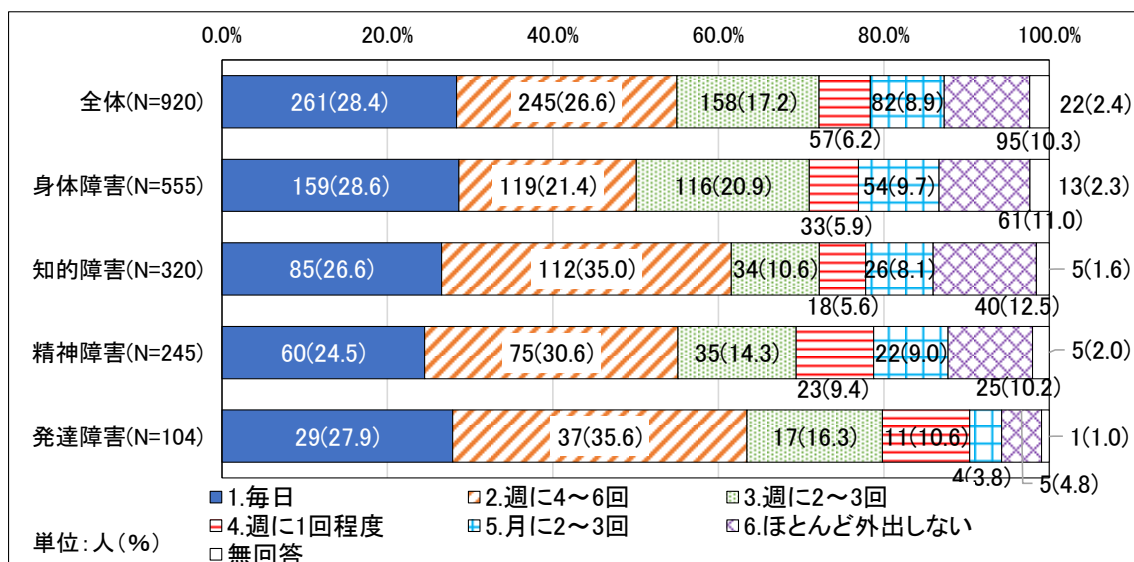
【発達障害】



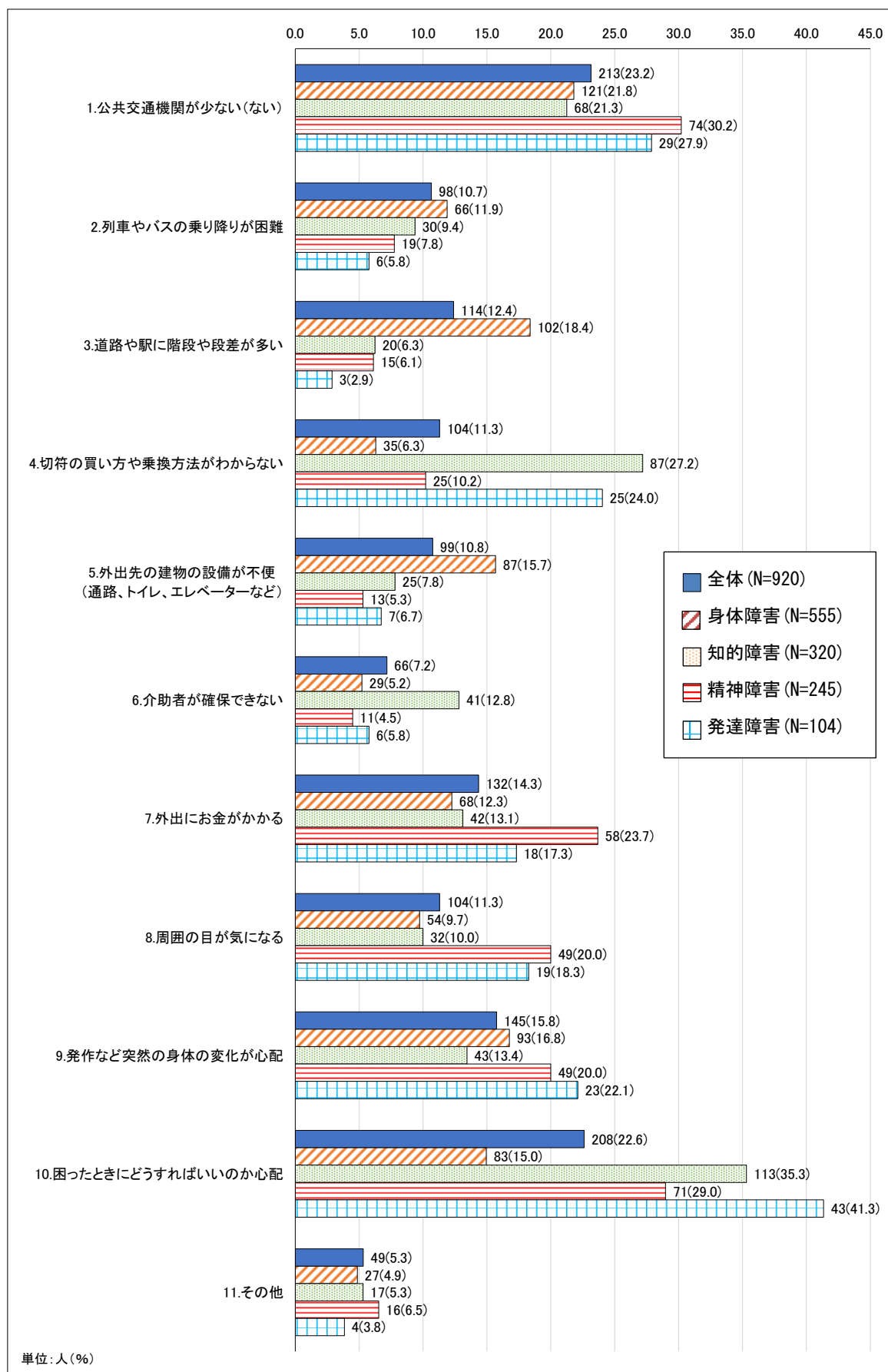
(2) 外出の状況について

- 外出回数で「よく外出する」（「1.毎日」、「2.週に4～6回」の合計）割合では、発達障害が63.5%で最も高く、次いで、知的障害（61.6%）、精神障害（55.1%）、身体障害（50.0%）となっています。
- 外出するときに困ることをみると、身体障害では、「1.公共交通機関が少ない（ない）」が21.8%と高くなっています。知的障害では、「10.困ったときにどうすればいいのか心配」が35.3%、「4.切符の買い方や乗換方法がわからない」が27.2%と高くなっています。精神障害では、「1.公共交通機関が少ない（ない）」が30.2%、「10.困ったときにどうすればいいのか心配」が29.0%と高くなっています。発達障害では、「10.困ったときにどうすればいいのか心配」が41.3%、「1.公共交通機関が少ない（ない）」が27.9%、「4.切符の買い方や乗換方法がわからない」が24.0%と高くなっています。

●外出の頻度



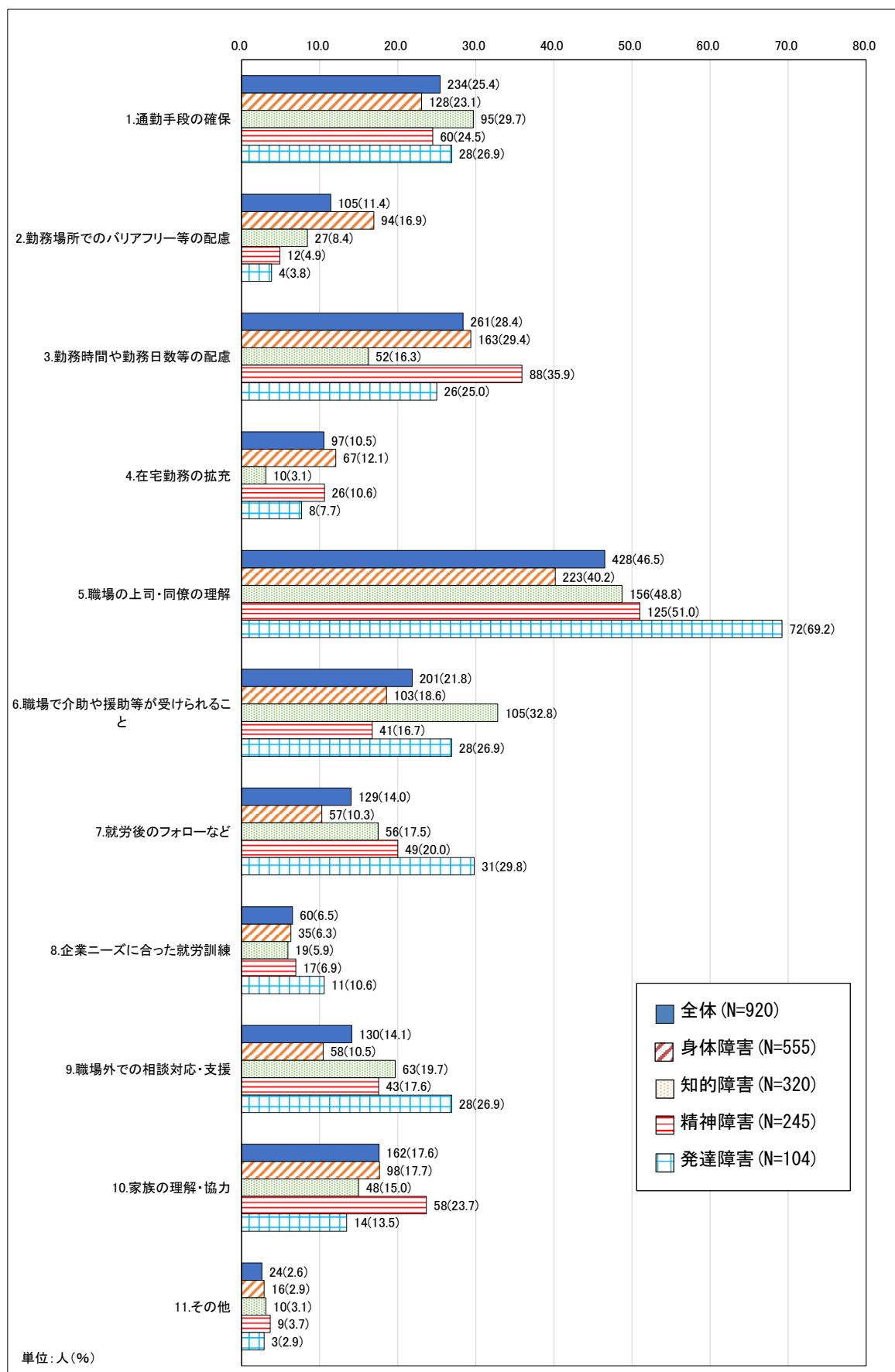
●外出するときに困ること【複数回答】



(3) 就労について

- 障害者が安定して就労するために必要な支援をみると、いずれの障害でも「5.職場の上司・同僚の理解」の割合が最も高く、身体障害が40.2%、知的障害が48.8%、精神障害が51.0%、発達障害が69.2%となっています。
- 次いで高いのは、身体障害では、「3.勤務時間や勤務日数等の配慮」(29.4%)、「1.通勤手段の確保」(23.1%)、知的障害では、「6.職場で介助や援助等が受けられること」(32.8%)、「1.通勤手段の確保」(29.7%)、精神障害では、「3.勤務時間や勤務日数等の配慮」(35.9%)、「1.通勤手段の確保」(24.5%)、「10.家族の理解・協力」(23.7%)、発達障害では、「7.就労後のフォローなど」(29.8%)となっています。

●障害者が安定して就労するために必要な支援【複数回答】

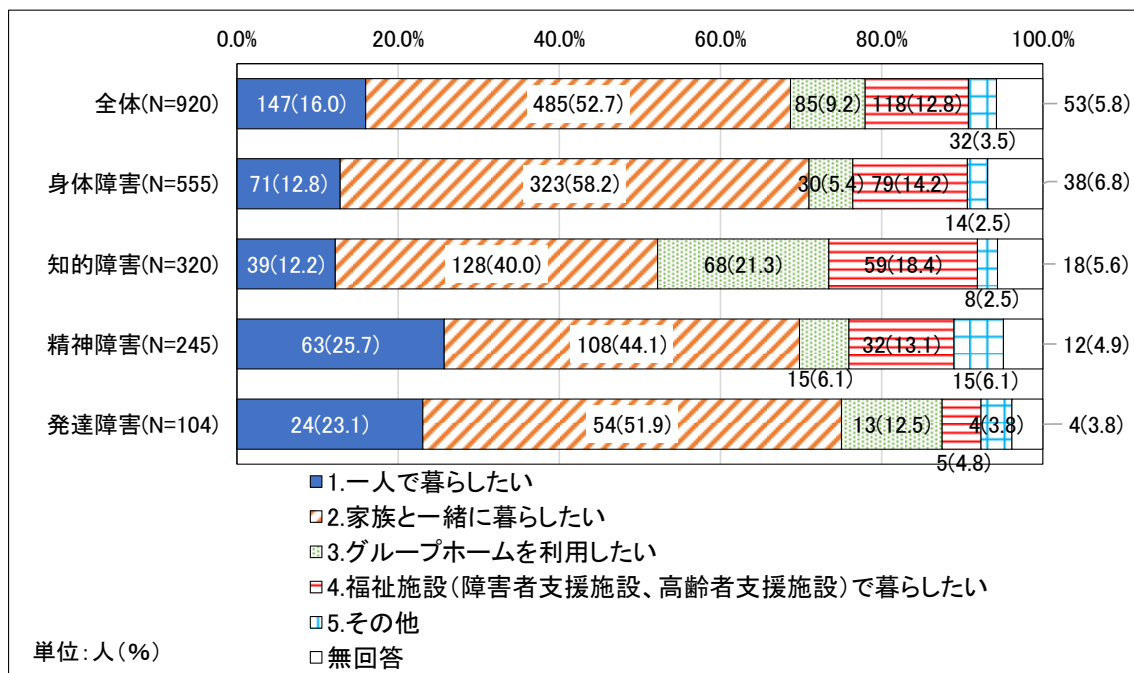


(4) 将来の住まい、暮らしや日中の過ごし方について

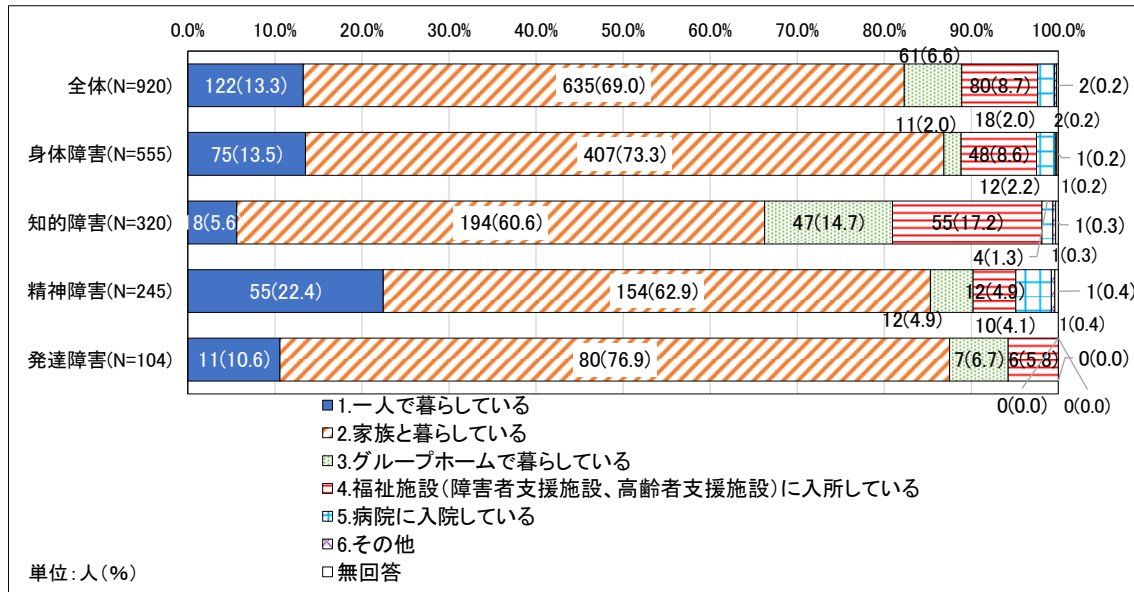
① 将来の暮らし

- 「2.家族と一緒に暮らしたい」がいずれの障害でも高くなっていますが、現状と比較すると、その割合は減少しており、他の暮らし方の割合が増加しています。
- 身体障害では、「4.福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が、現状の8.6%から14.2%と5.6ポイント増加しています。
- 知的障害では、「1.一人で暮らしたい」が、現状の5.6%から12.2%と6.6ポイント増加し、「3.グループホームを利用したい」でも14.7%から21.3%と6.6ポイント増加しています。
- 精神障害では、「4.福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が、現状の4.9%から13.1%と8.2ポイント増加しています。
- 発達障害では、「1.一人で暮らしたい」が、現状の10.6%から23.1%と12.5ポイント増加し、「3.グループホームを利用したい」でも6.7%から12.5%と5.8ポイント増加しています。

●将来どのように暮らしたいか



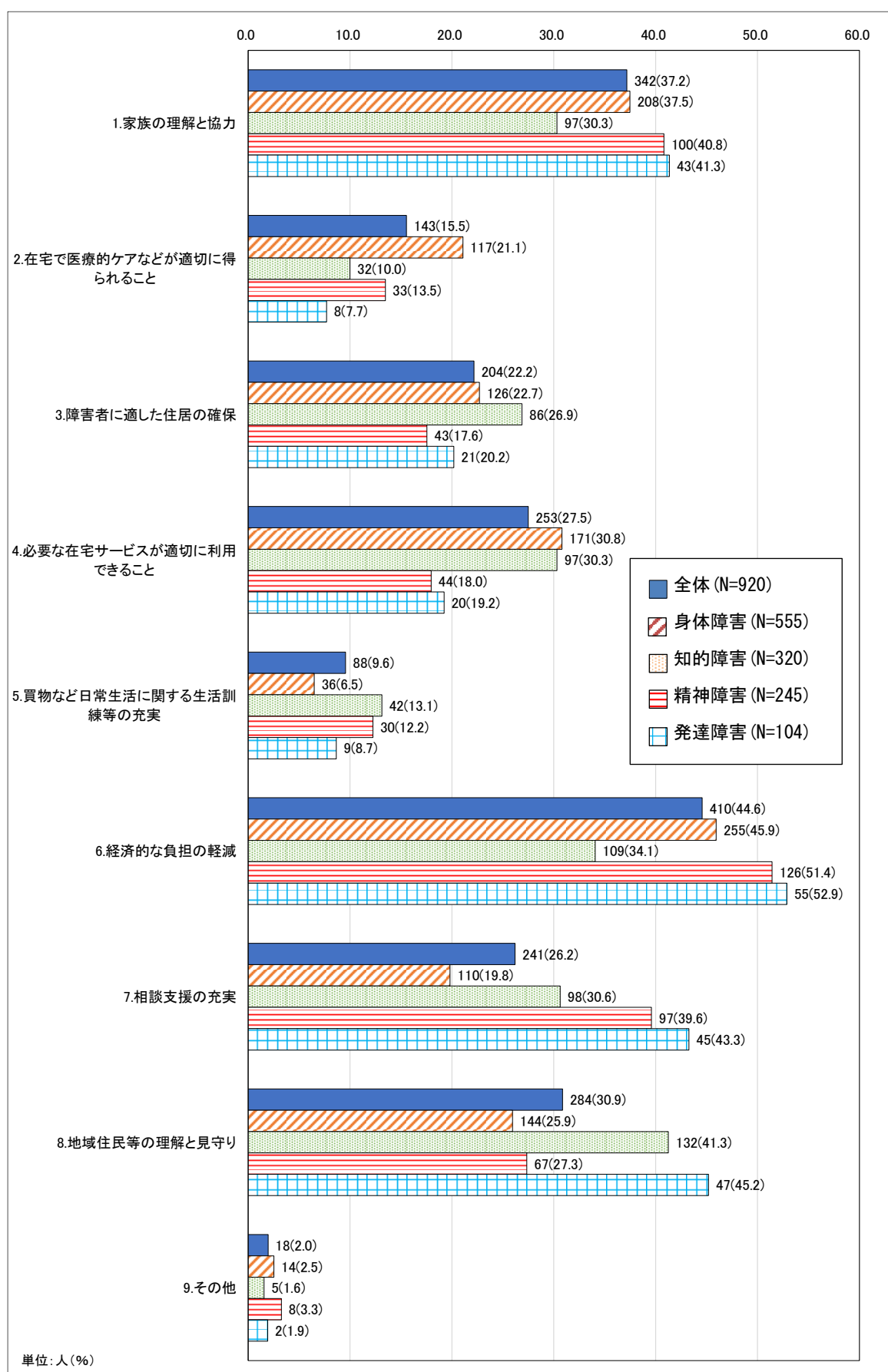
●現在の暮らし



② 地域で生活するために必要な支援

- 地域で生活するために必要な支援をみると、身体障害では、「6.経済的な負担の軽減」が45.9%で最も高く、次いで、「1.家族の理解と協力」(37.5%)、「4.必要な在宅サービスが適切に利用できること」(30.8%)となっています。
- 知的障害では、「8.地域住民等の理解と見守り」が41.3%で最も高く、次いで、「6.経済的な負担の軽減」(34.1%)、「7.相談支援の充実」(30.6%)、「1.家族の理解と協力」、「4.必要な在宅サービスが適切に利用できること」(いずれも30.3%)となっています。
- 精神障害では、「6.経済的な負担の軽減」が51.4%で最も高く、次いで、「1.家族の理解と協力」(40.8%)、「7.相談支援の充実」(39.6%)となっています。
- 発達障害では、「6.経済的な負担の軽減」が52.9%で最も高く、次いで、「8.地域住民等の理解と見守り」(45.2%)、「7.相談支援の充実」(43.3%)、「1.家族の理解と協力」(41.3%)となっています。

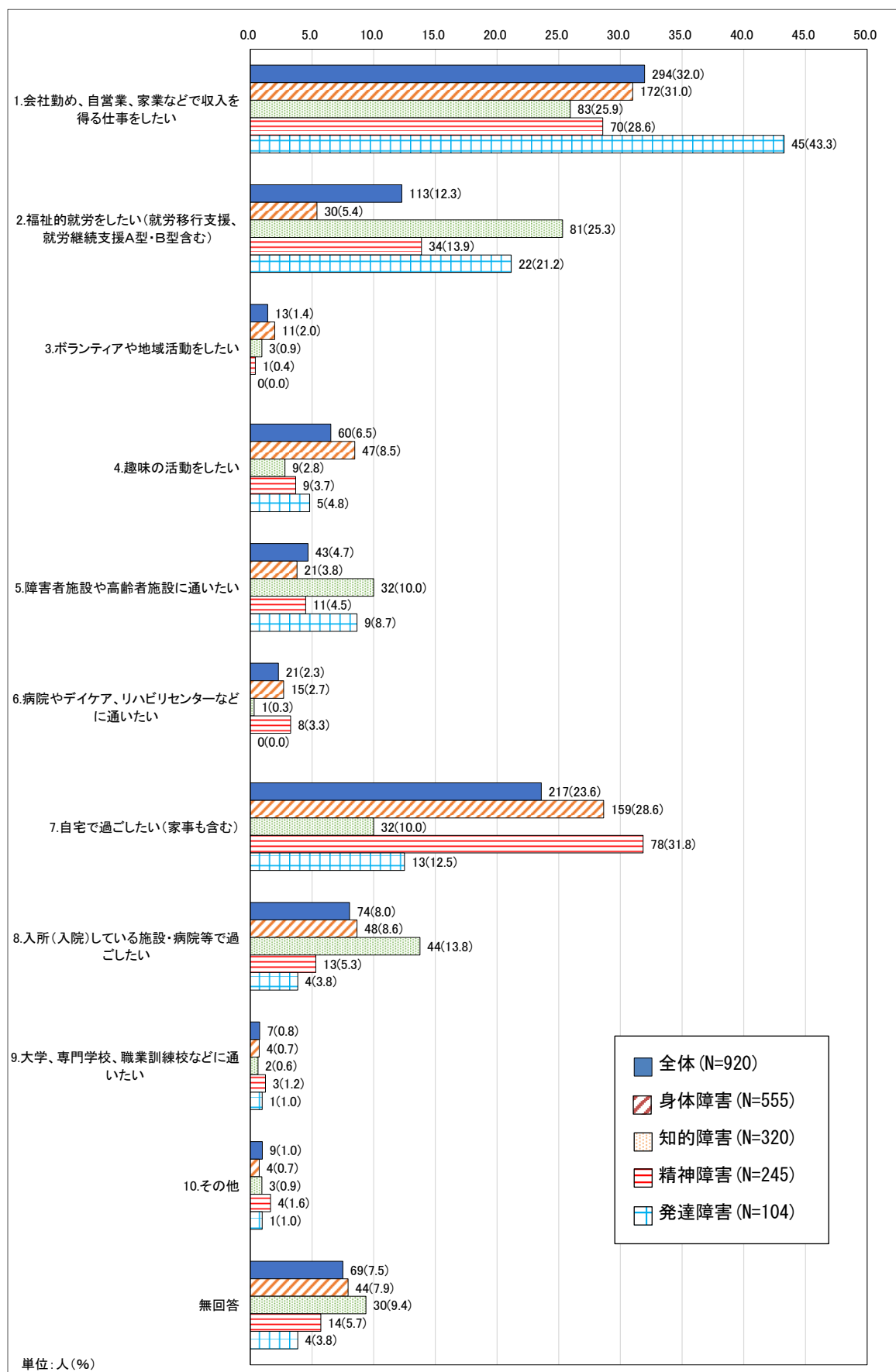
●地域で生活するために必要な支援【複数回答】



③ 今後３年以内の平日の日中の過ごし方

- 身体障害では、「1.会社勤め、自営業、家業などで収入を得る仕事をしたい」が31.0%で最も高く、次いで、「7.自宅で過ごしたい（家事も含む）」が28.6%となっています。
- 知的障害では、「1.会社勤め、自営業、家業などで収入を得る仕事をしたい」が25.9%で最も高く、次いで、「2.福祉的就労をしたい（就労移行支援、就労継続支援A型・B型含む）」が25.3%となっています。
- 精神障害では、「7.自宅で過ごしたい（家事も含む）」が31.8%で最も高く、次いで、「1.会社勤め、自営業、家業などで収入を得る仕事をしたい」が28.6%となっています。
- 発達障害では、「1.会社勤め、自営業、家業などで収入を得る仕事をしたい」が43.3%で最も高く、次いで、「2.福祉的就労をしたい（就労移行支援、就労継続支援A型・B型含む）」が21.2%となっています。

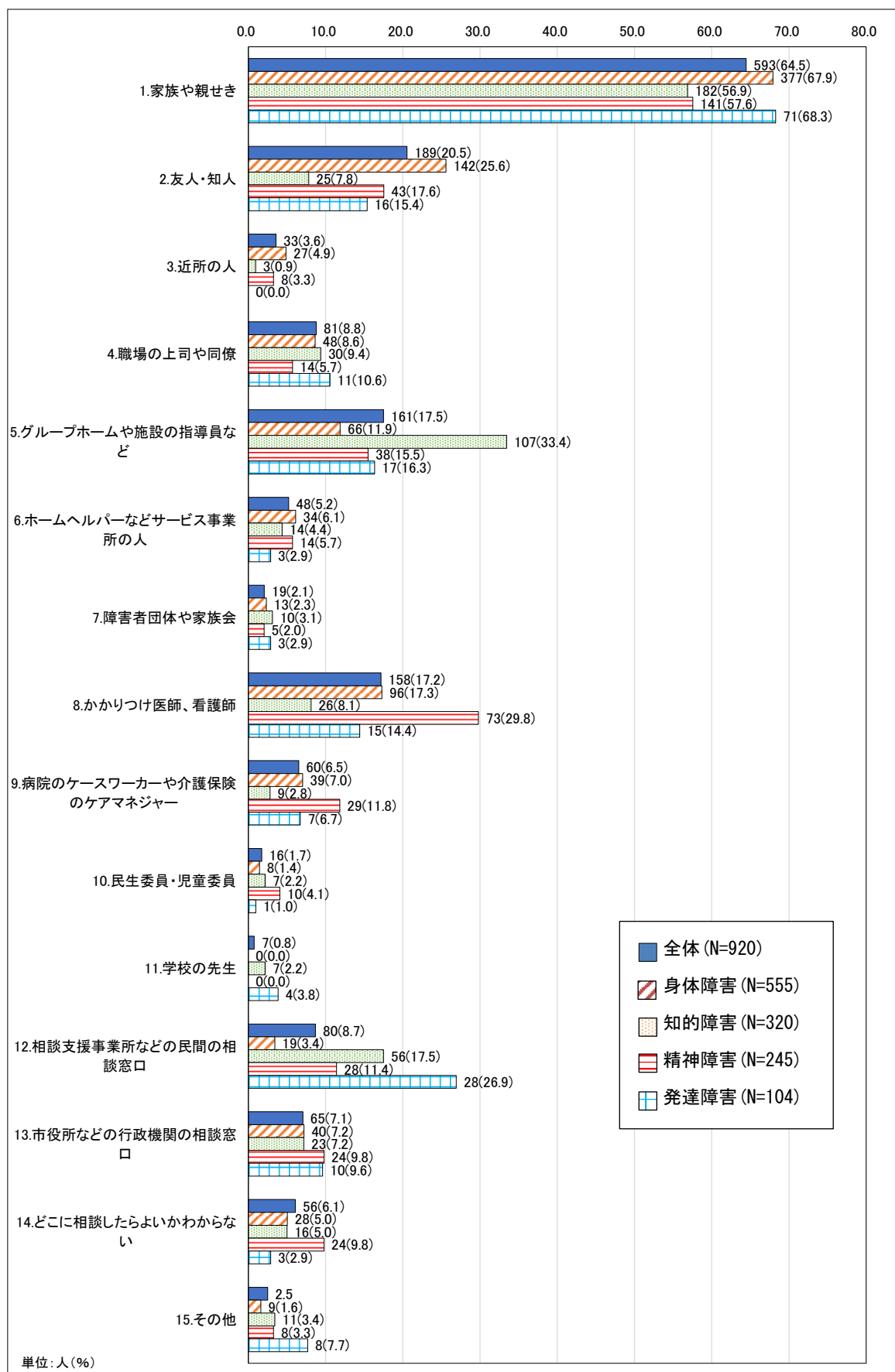
●今後3年以内の平日の日中の過ごし方



(5) 相談相手について

- 悩みや困ったときの相談相手をみると、いずれの障害でも「1.家族や親せき」の割合が最も高く、身体障害が67.9%、知的障害が56.9%、精神障害が57.6%、発達障害が68.3%となっています。
- 次いで高いのは、身体障害では、「2.友人・知人」が25.6%、知的障害では、「5.グループホームや施設の指導員など」が33.4%、精神障害では、「8.かかりつけ医師、看護師」が29.8%、発達障害では、「12.相談支援事業所などの民間の相談窓口」が26.9%となっています。

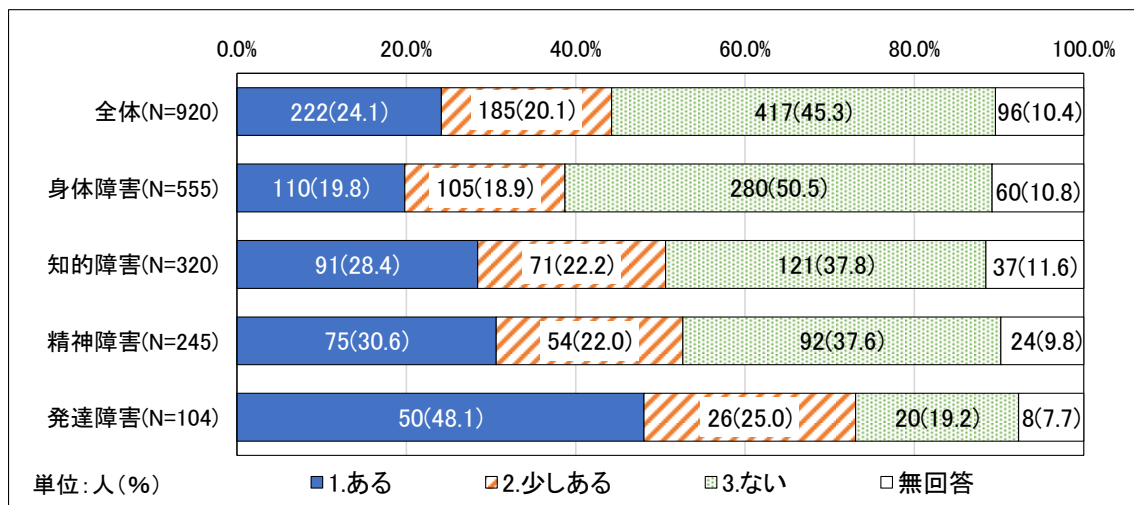
● 普段の悩みや困ったときの相談相手【複数回答 3つまで】



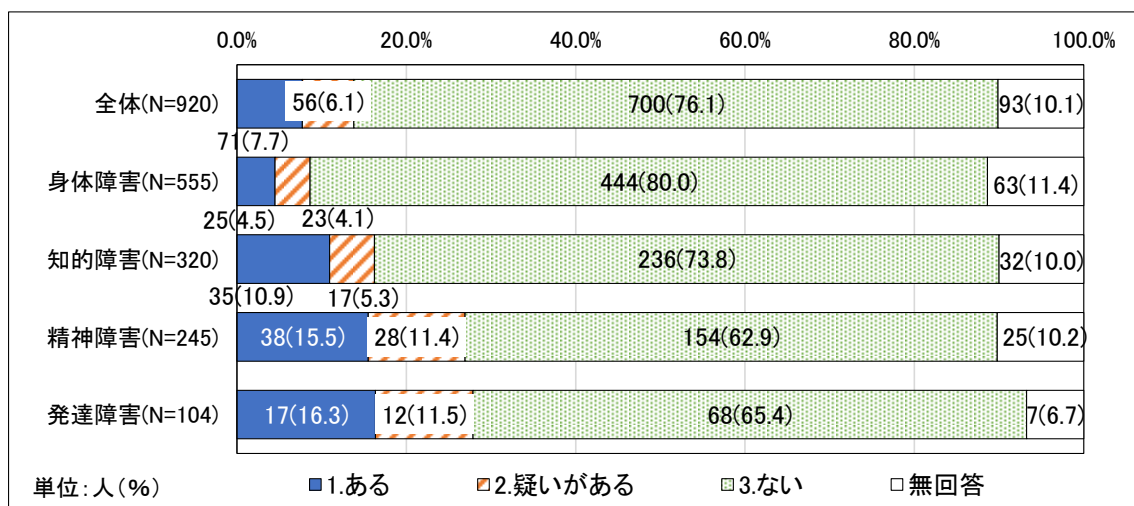
(6) 権利擁護等について

- 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことでは、「少しでもある」(「1.ある」、「2.少しある」の合計)は、発達障害が73.1%と最も高く、次いで、精神障害が52.6%、知的障害が50.6%、身体障害が38.7%となっています。
- 家族や職場、施設の職員などから虐待を受けた経験をみると、「少しでもある」(「1.ある」、「2.疑いがある」の合計)は、発達障害が27.8%、と最も高く、次いで、精神障害が26.9%、知的障害が16.2%、身体障害が8.6%となっています。

●障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか



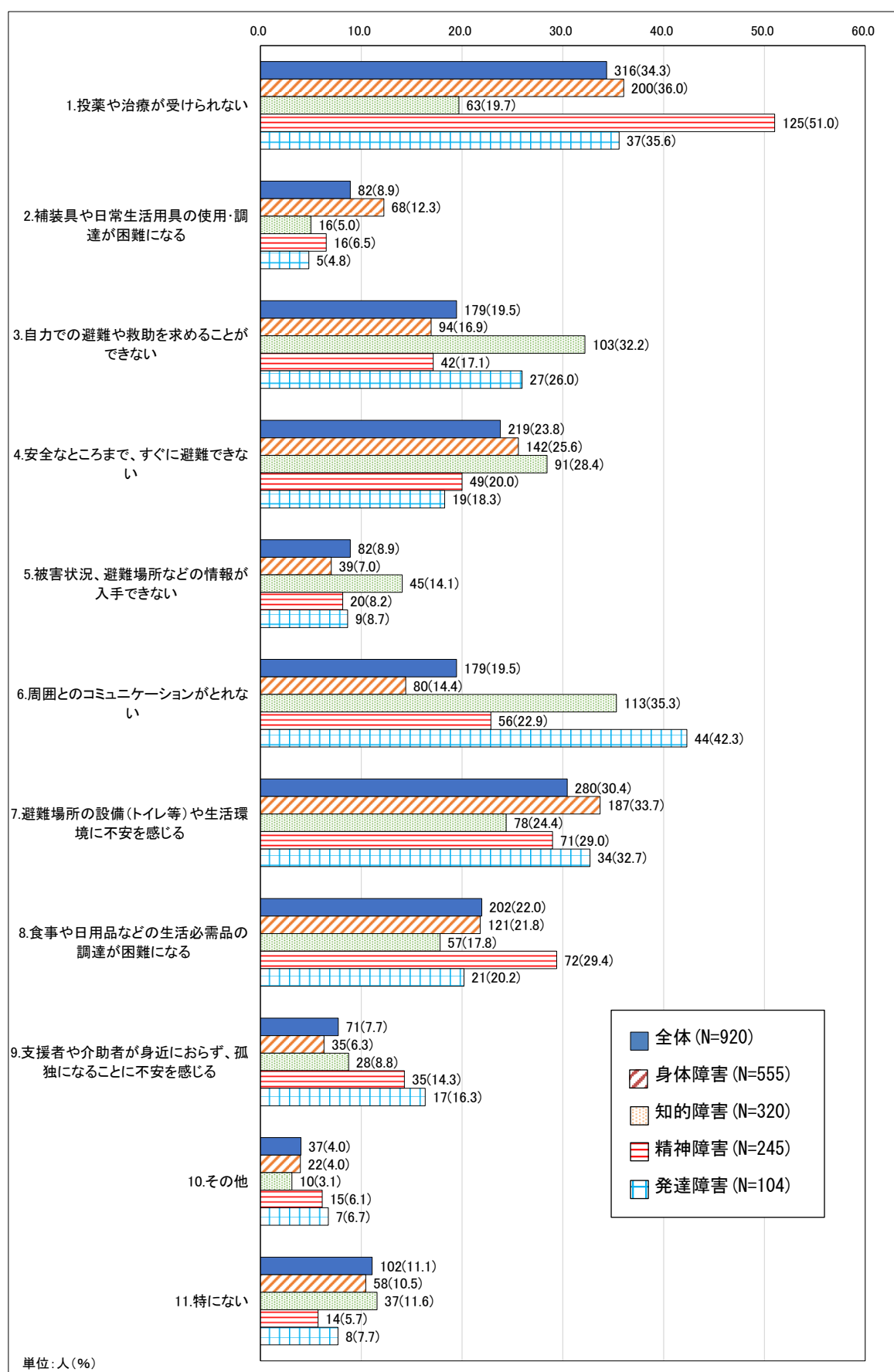
●家族や職場、施設の職員などから虐待を受けた経験



(7) 災害時の避難等について

- 地震や水害等の災害時に困ることについてみると、身体障害では、「1.投薬や治療が受けられない」が36.0%で最も高く、次いで、「7.避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に不安を感じる」（33.7%）、「4.安全なところまで、すぐに避難できない」（25.6%）となっています。
- 知的障害では、「6.周囲とのコミュニケーションがとれない」が35.3%で最も高く、次いで、「3.自力での避難や救助を求めることができない」（32.2%）、「4.安全なところまで、すぐに避難できない」（28.4%）となっています。
- 精神障害では、「1.投薬や治療が受けられない」が51.0%で最も高く、次いで、「8.食事や日用品などの生活必需品の調達が困難になる」（29.4%）、「7.避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に不安を感じる」（29.0%）となっています。
- 発達障害では、「6.周囲とのコミュニケーションがとれない」が42.3%で最も高く、次いで、「1.投薬や治療が受けられない」（35.6%）、「7.避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に不安を感じる」（32.7%）となっています。

●地震や水害等の災害時に困ること【複数回答】

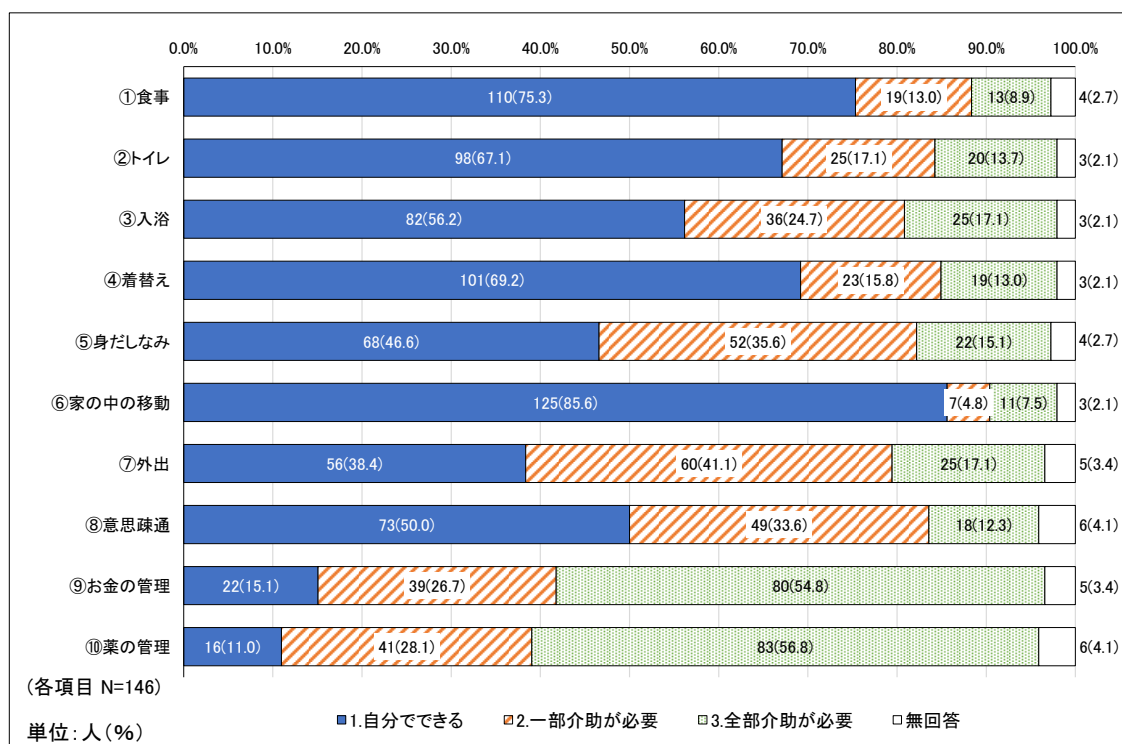


3. 障害児アンケート調査結果の概要

(1) 日常生活について

- 日常生活において「1.自分でできる」の割合をみると、「⑥家の中の移動」が85.6%で最も高く、次いで、「①食事」(75.3%)、「④着替え」(69.2%)、「②トイレ」(67.1%)で比較的高くなっています。一方で、「⑩薬の管理」(11.0%)、「⑨お金の管理」(15.1%)では「1.自分でできる」割合が特に低くなっています。また、「⑦外出」(38.4%)、「⑧意思疎通」(50.0%)でも低い割合となっています。

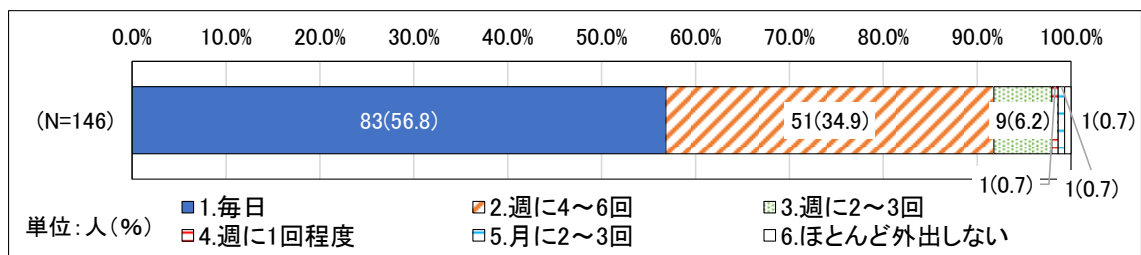
●日常生活では、次のことをどのようにしているか。



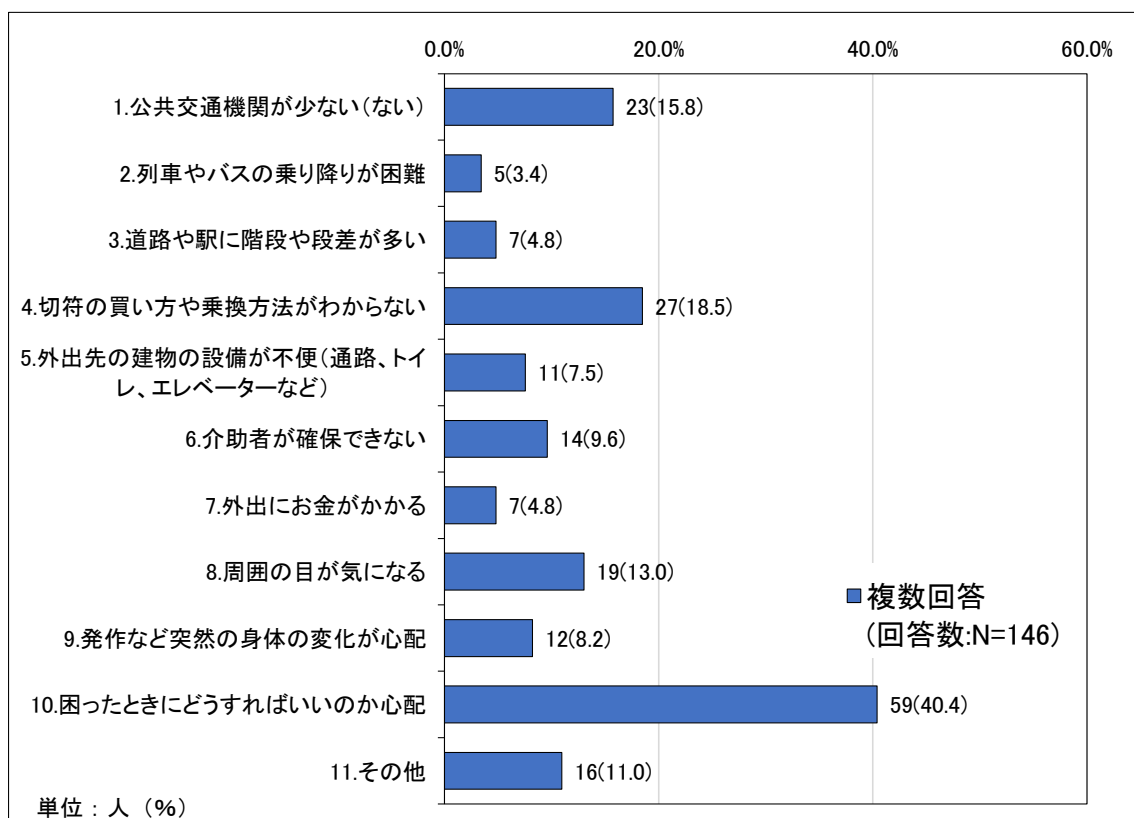
(2) 外出の状況について

- 外出回数で「よく外出する」（「1.毎日」、「2.週に 4～6 回」の合計）の割合が 91.7%と高くなっています。
- 外出時に困っていることでは、「10.困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が 40.4%で特に高く、次いで、「4.切符の買い方や乗換方法がわからない」（18.5%）、「1.公共交通機関が少ない（ない）」（15.8%）となっています。

●外出の頻度



●外出するときに困ること

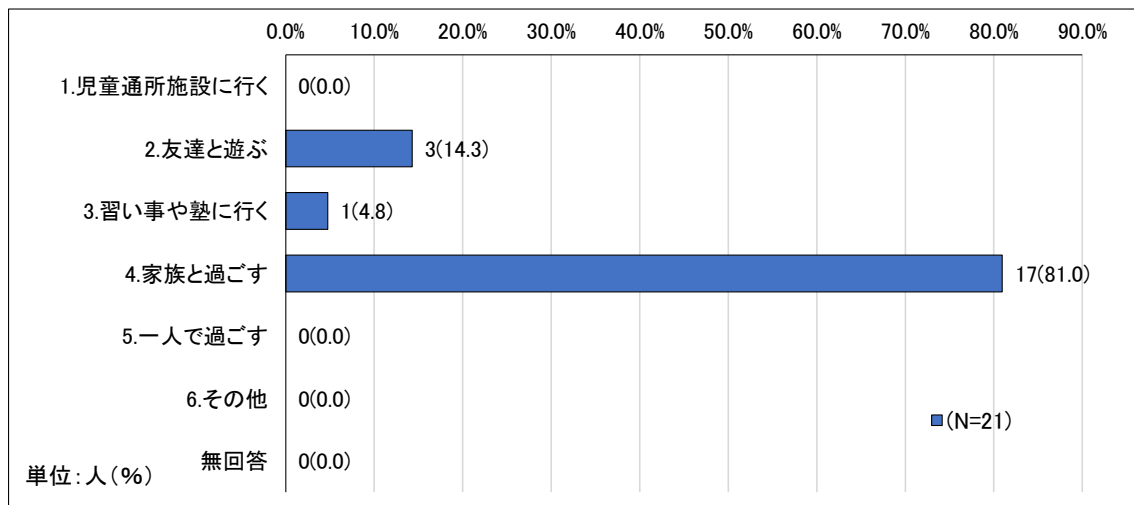


(3) 就学と進路について

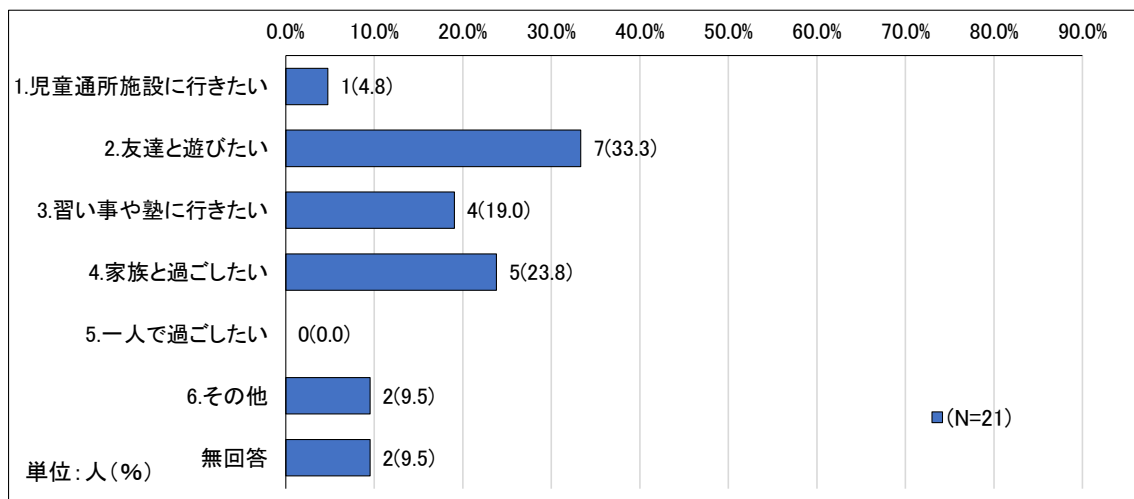
- 園から帰宅後の過ごし方についてみると、現状では、「4.家族と過ごす」の割合が81.0%と特に高くなっていますが、今後の希望では、「2.友達と遊びたい」(33.3%)が現状より19.0ポイント増加、「3.習い事や塾に行きたい」(19.0%)では14.2ポイント増加し、一方で、「4.家族と過ごしたい」は23.8%で57.2ポイント減少しています。

日中を「保育所（園）、幼稚園、認定こども園」で過ごしている場合

●園から帰った後の過ごし方



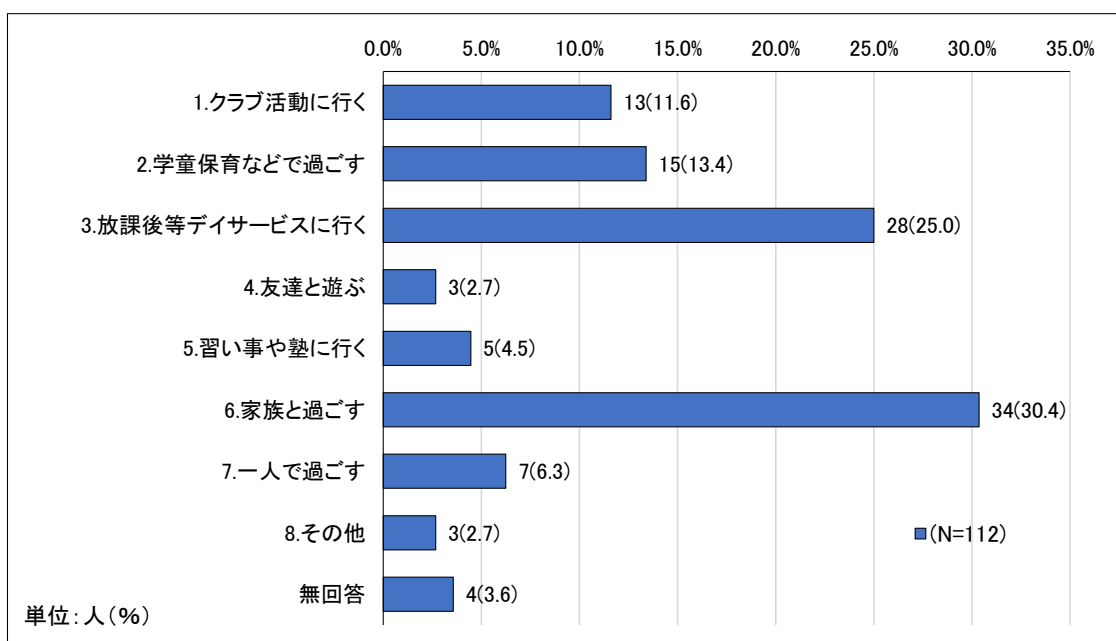
●園から帰った後の過ごし方の今後の希望



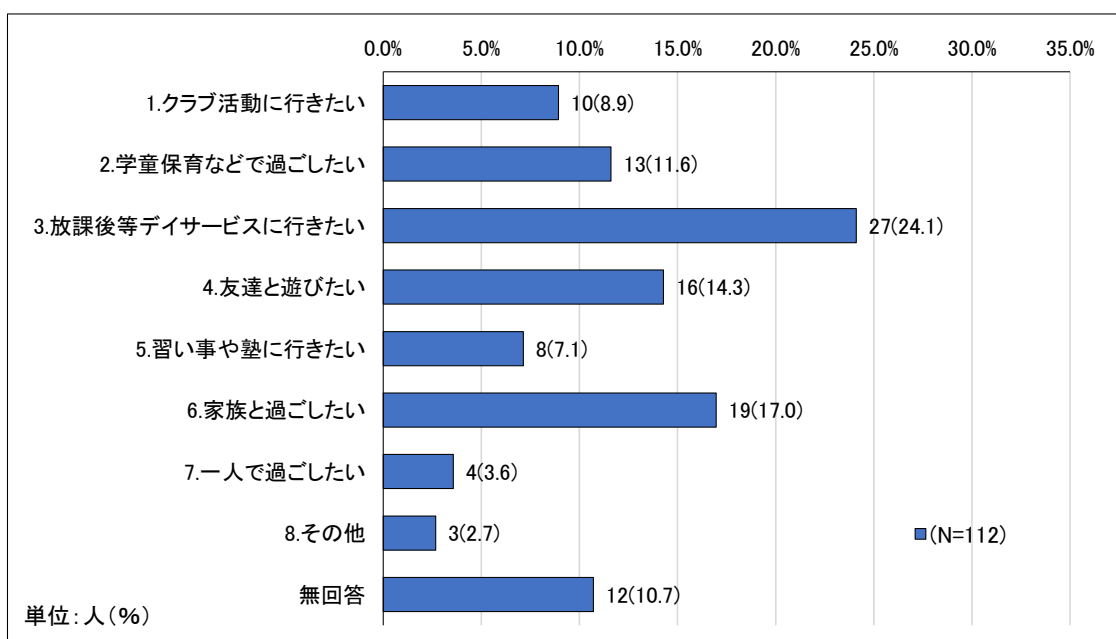
- また、学校や通所施設に通っている場合の放課後の過ごし方についてみると、現状では、「6.家族と過ごす」の割合が30.4%と高く、次いで、「3.放課後等デイサービスに行く」（25.0%）となっています。今後の希望では、「3.放課後等デイサービスに行きたい」の割合が24.1%と最も高くなっています。家族と過ごす（過ごしたい）の割合は、30.4%から17.0%と13.4ポイント減少し、一方、友達と遊ぶ（遊びたい）は、2.7%から14.3%と11.6ポイント増加しています。

「就学している」または「通所施設に通っている」場合

●放課後の過ごし方

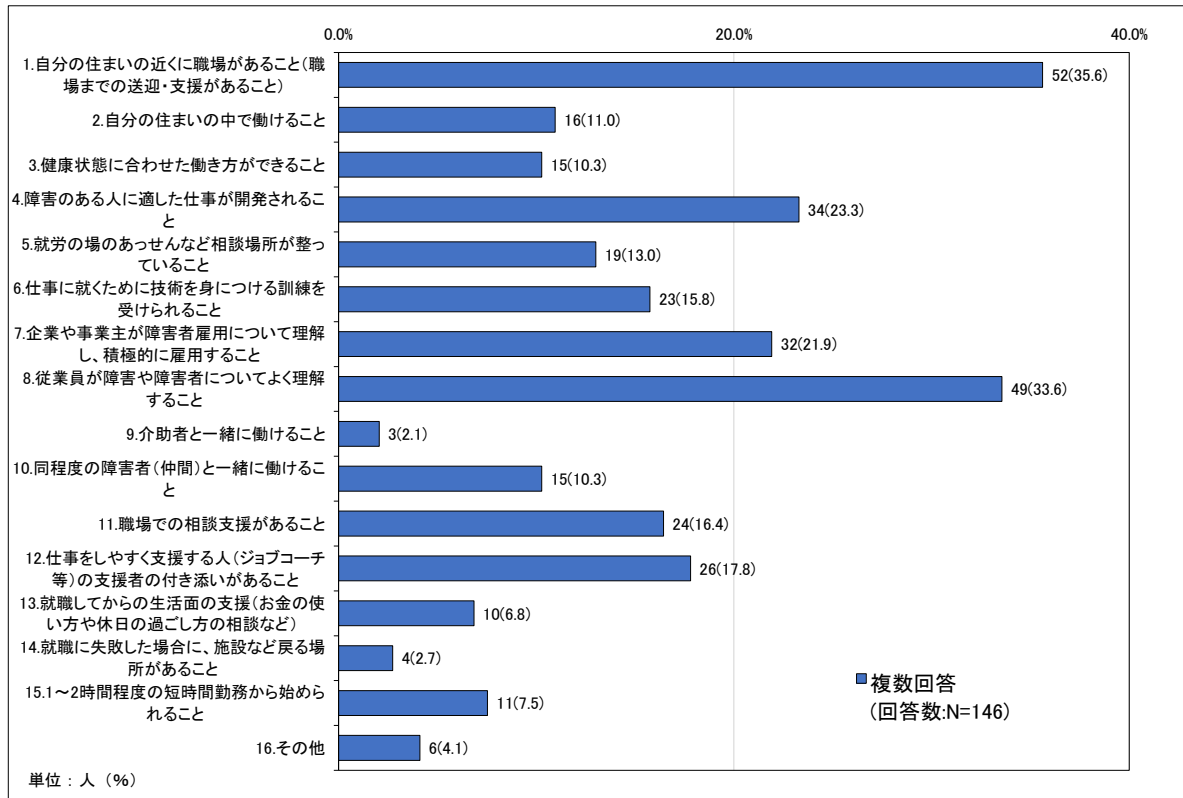


●放課後の過ごし方の今後の希望



- 今後、働くとした場合に必要なことでは、「1.自分の住まいの近くに職場があること（職場までの送迎・支援があること）」が35.6%で最も高く、次いで、「8.従業員が障害や障害者についてよく理解すること」（33.6%）、「4.障害のある人に適した仕事が開発されること」（23.3%）、「7.企業や事業主が障害者雇用について理解し、積極的に雇用すること」（21.9%）などとなっています。

●今後働くとした場合に必要なこと

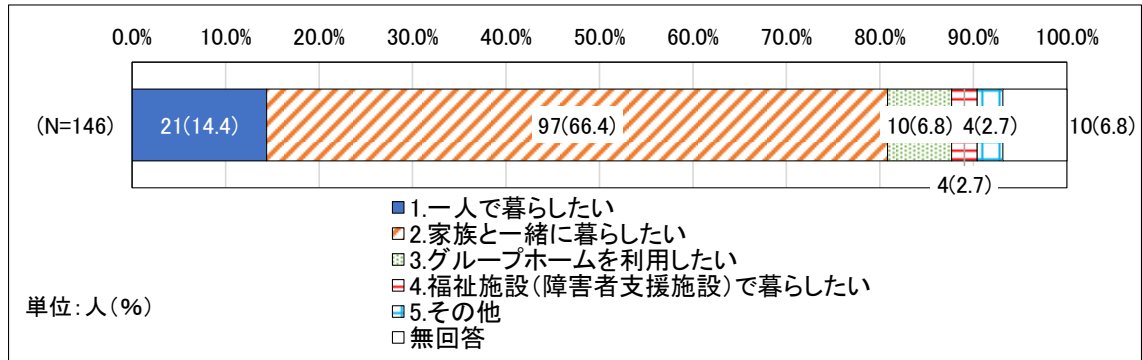


(4) 将来の住まい、暮らしや日中の過ごし方について

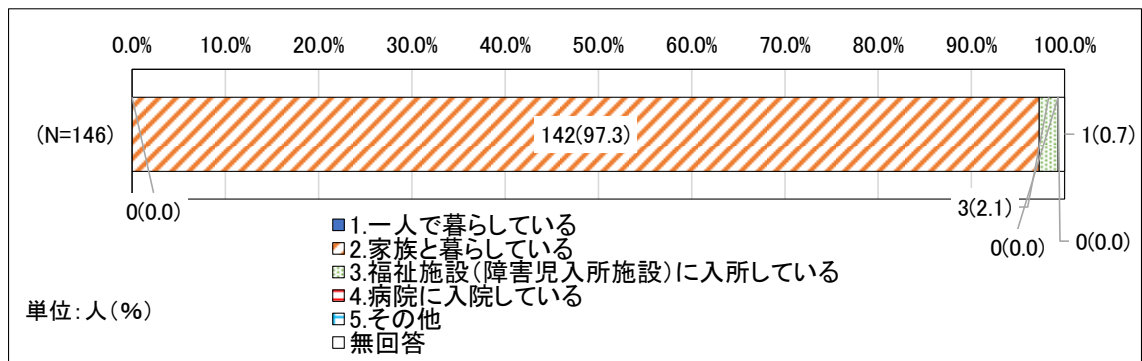
① 将来の暮らし

- 現在、将来とも家族との暮らしが最も高くなっていますが、その割合は大きく減少し、一方で、一人暮らしの割合が増加しています。

●将来の暮らし方



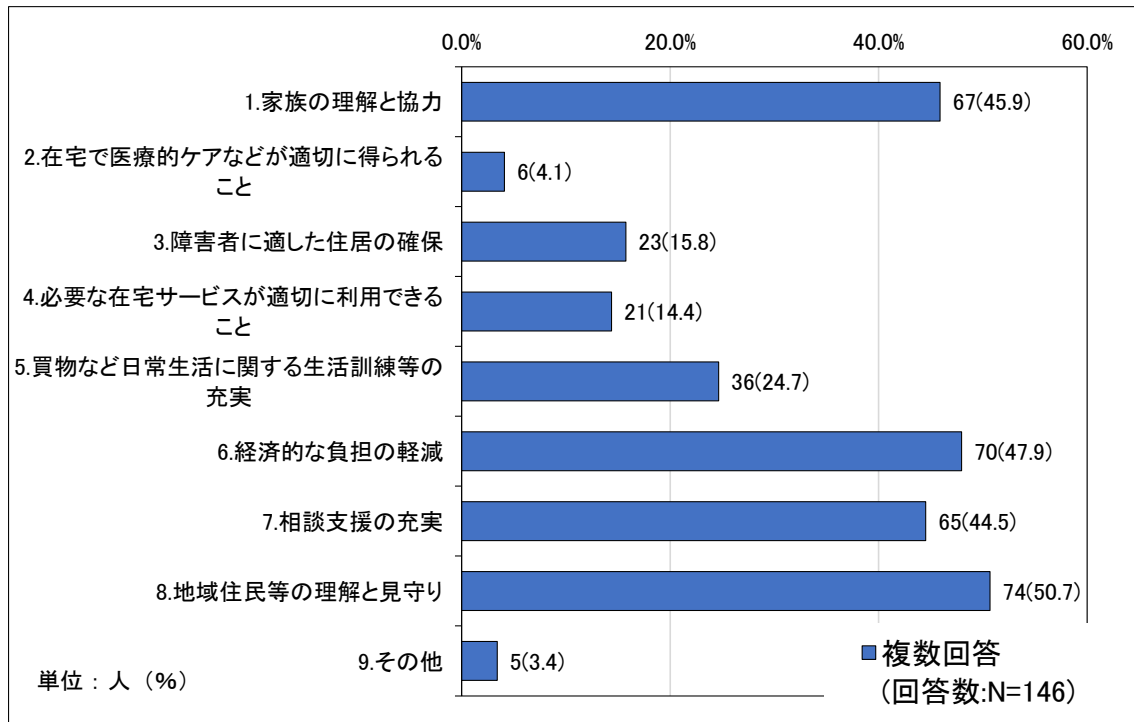
●現在の暮らし方



② 地域で生活するために必要な支援

- 地域で生活するために必要な支援をみると、「8.地域住民等の理解と見守り」(50.7%)、「6.経済的な負担の軽減」(47.9%)、「1.家族の理解と協力」(45.9%)、「7.相談支援の充実」(44.5%)で割合が高くなっています。

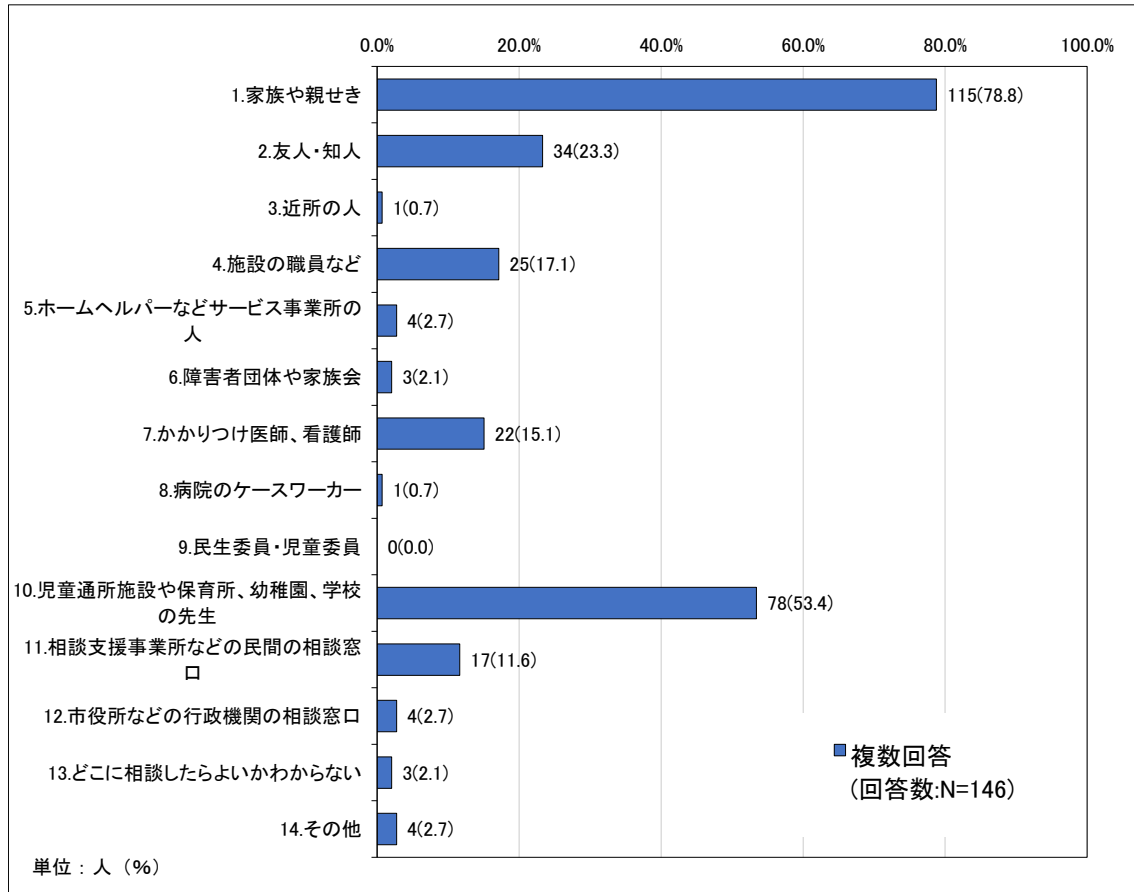
●地域で生活するために必要な支援【複数回答 3つまで】



(5) 相談相手について

- ・ 悩みや困ったときの相談相手は、「1.家族や親せき」の割合が 78.8%と最も高く、次いで、「10.児童通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が 53.4%となっています。

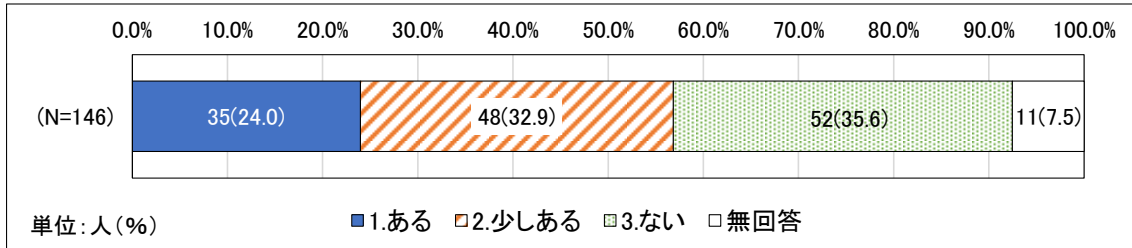
● 普段、悩みや困ったときの相談相手【複数回答 3つまで】



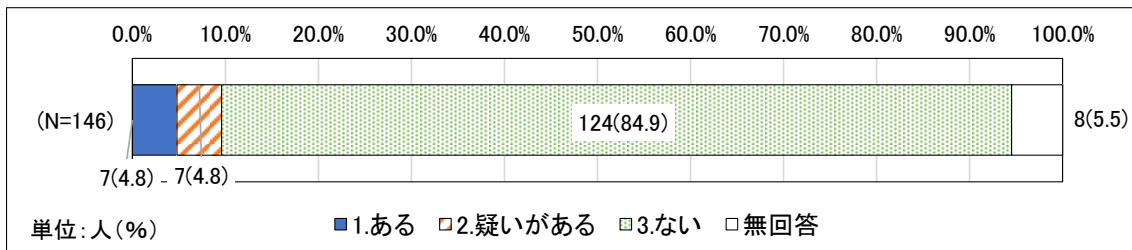
(6) 権利擁護等について

- 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことでは、「少しでもある」(「1.ある」、「2.少しある」の合計)が56.9%となっており、また、家族や職場、施設の職員などから虐待を受けた経験をみると、「少しでもある」(「1.ある」、「2.疑いがある」の合計)が9.6%となっています。

●障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか



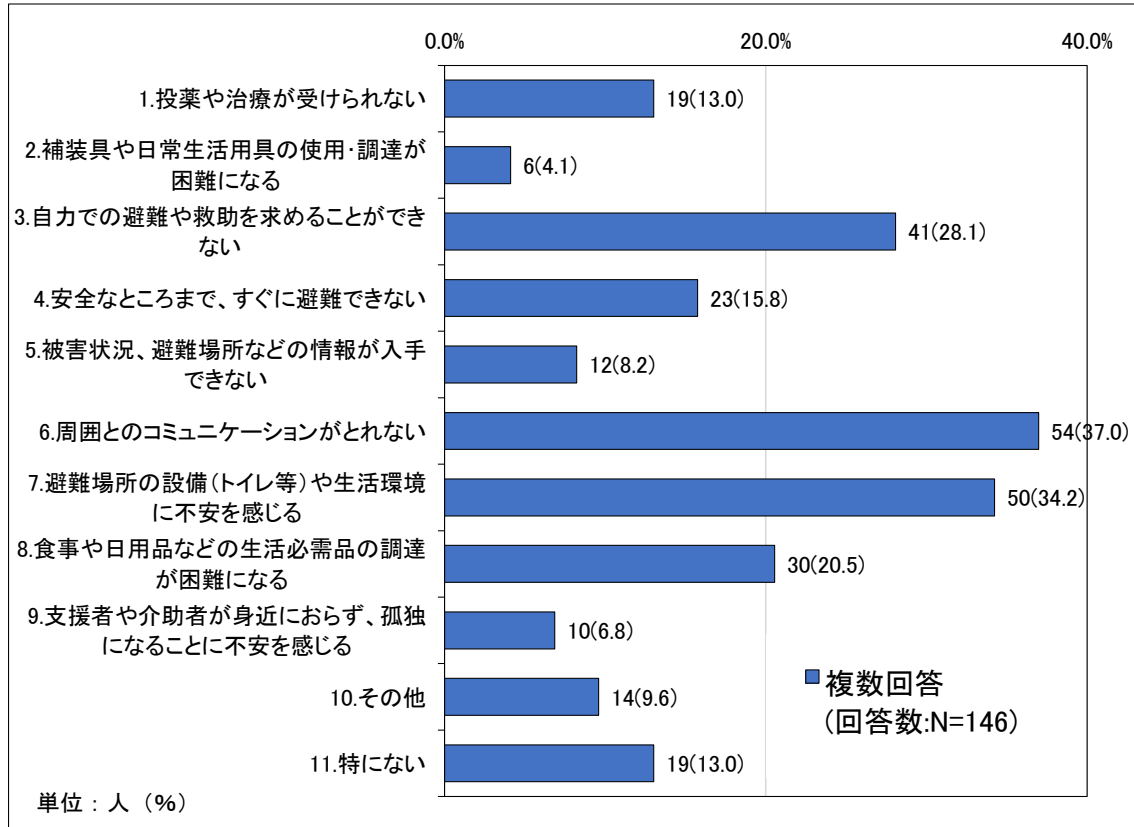
●家族や施設の職員などから虐待を受けた経験



(7) 災害時の避難等について

- 地震や水害等の災害時に困ることをみると、「6.周囲とのコミュニケーションがとれない」の割合が37.0%で最も高く、次いで、「7.避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に不安を感じる」（34.2%）、「自力での避難や救助を求めることができない」（28.1%）などとなっています。

●地震や水害等の災害時に困ることは何ですか。【複数回答 3つまで】



第4節 グループインタビューの概要及び結果

1. グループインタビューの概要

8グループ（肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等）において、当事者やその家族、支援者から直接聞き取りを実施しました。

（1）実施期間

2020年7月7日から7月30日

（2）参加者

各グループ4～14人の当事者及び家族、支援者、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会の委員等

2. グループインタビューの結果のまとめ

項目	内容
①地域生活	・公共交通（バス）の利便性がよくない。（肢体障害・内部障害） ・障害者に配慮した公共交通機関の情報提供の充実。（知的障害者） ・公共交通（バス）の充実。地域での便利な交通システムがあったらよい。（精神障害者／本人） ・JR運賃の助成をお願いしたい。（精神障害者／保護者・支援者） ・障害者に配慮した駐車場利用を望む。（肢体障害・内部障害） ・豊岡病院や民間施設でのエレベーターが利用しづらいので、改善してほしい。（重症心身障害児者） ・市街地のトイレの場所や表示がわかりにくい。（肢体障害・内部障害） ・障害者への情報提供、情報発信の推進。（聴覚障害者） ・障害者に配慮したコミュニケーション。（発達障害者） ・障害のある子どもに対する親や家族の協力が少ない。（知的障害者） ・親亡き後の生活が不安である。（知的障害者、発達障害者、障害児） ・今は、親が元気で病院への送迎などできるが、親亡き後のことが心配である。（精神障害者／保護者・支援者） ・現在の仕事だけで将来、安心できるくらしができるか不安。（精神障害者／本人） ・グループホームの数が不足している。（知的障害者） ・高齢になるとグループホームなどで誰かと一緒にいたい。（精神障害者／本人） ・不安な時の相談相手がほしい。（精神障害者／本人） ・長期的に相談できる人が必要である。（精神障害者／保護者・支援者） ・安定した日常生活を送ってほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・当事者同士のつながりができることを望む。（精神障害者／保護者・支援者） ・入所型の療養介護型施設を早急に整備してほしい。（重症心身障害児者） ・放課後等デイサービスの施設を増やしてほしい。（重症心身障害児者）

項目	内容
② 地域生活支援、就労支援	・一般就労ができる場を増やして欲しい。（肢体障害・内部障害） ・職場でのコミュニケーション支援が必要。（聴覚障害者、知的障害者） ・障害の特性を十分理解したうえで、就労支援、仕事の指示などをしてほしい。就労する場合、相談できる人（サポーター）をつけてほしい。（発達障害者） ・就労する人に合わせるような社会になってほしい。（発達障害者） ・仕事はしたいが、できる環境がない。障害者枠で短時間労働や働き方を自分で決められればよい。（精神障害者／本人） ・仕事の紹介やマッチングをしてくれるところがほしい。高齢になってからも働ける場所がほしい。（精神障害者／本人） ・障害に対する理解のある産業医などがいてほしい。（精神障害者／本人） ・わずかな時間でも仕事をしてほしいが、なかなか就労できていない。（精神障害者／保護者・支援者） ・精神障害者の特性などをよく理解して、短時間就労の組み方、会社内の組織体制などの見直しを進めてほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・精神障害者には、向いている仕事とそうでないものがあり配慮してほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・一般就労は難しく感じている。地域の理解が必要である。（障害児）
③ 障害に関する理解、啓発等	・地域住民をはじめとして、障害への理解をしてほしい。（視覚障害者、聴覚障害者、重症心身障害児者） ・地域での手話言語の浸透が進んでいない。（聴覚障害者） ・図書館を活用した啓発や理解の取組をしてほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・学校での精神障害への理解の促進。（精神障害者／保護者・支援者）
④ 公的な施設整備	・市営住宅を障害者に配慮したものにして欲しい。（肢体障害・内部障害） ・施設整備は中心部だけでなく市全域で実施してほしい。（視覚障害者） ・施設の老朽化が進んでいるのであれば、リフォーム等の公的支援をしていただきたい。（精神障害者／保護者・支援者） ・福祉センターなどの箇所を増やすことはあっても減らすことはないようにしてほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・障害者に配慮した道路整備。（視覚障害者） ・公的施設での情報提供の充実（案内がわからない）。（聴覚障害者）

項目	内容
⑤障害福祉サービス	・家事援助、同行援護などのサービスの適用範囲を拡大してほしい。（視覚障害者） ・要約筆記による支援、手話通訳者の養成などが難しい。（聴覚障害者） ・福祉タクシーの助成の充実。（知的障害者、精神障害者／本人、障害児） ・遠方への買い物を手伝ってほしい。（精神障害者／本人） ・相談できる体制がほしい。（発達障害者） ・コミュニケーションの訓練をしてほしい。（発達障害者） ・大人の発達障害を支援する場所がない。（発達障害者） ・障害福祉サービスを知らない人もいるので、サポートする人が必要である。（発達障害者） ・高齢になればヘルパーを利用したい。（精神障害者／本人） ・グループホームを整備してほしい。（精神障害者／本人・保護者・支援者） ・発達障害者が増えているが利用できる施設が増えていないことが問題である。（障害児） ・ショートステイの手続きの簡略化、利用範囲の拡大が必要。（精神障害者／保護者・支援者、重症心身障害児者） ・ヘルパーや訪問看護などで家に入られるのを、家族が嫌がる場合があり、サービスを利用しない理由も知ってもらいたい。（重症心身障害児者） ・放課後等デイサービスの運用について改善してほしい。（障害児） ・小学校に行く前に相談できる機関が少ない。（障害児） ・就学に関する相談の対応のため先生のスキルアップをしてほしい。（障害児） ・市の教育相談では、もう少し具体的なアドバイスがほしかった。（障害児） ・教育相談では何も言ってもらえないので、改善してほしい。（障害児） ・相談できる人の雇用を増やすことが必要である。（障害児）
⑥コミュニケーション支援	・障害の特性が違うため、個別で対応する必要がある。（重症心身障害児者）

項目	内容
⑦災害	・視覚障害者向けの災害時避難マニュアルの整備。（視覚障害者） ・災害マニュアルの周知と理解が必要ではないか。（重症心身障害児者） ・障害者が利用できる避難所の開設。（視覚障害者、知的障害者） ・地域での災害時の障害者避難についての取組推進。（視覚障害者） ・災害時の情報提供、情報発信が不足している。（聴覚障害者） ・自宅での避難者に対する支援が必要。（発達障害者） ・発達障害の人が避難所に行かない理由を理解してほしい。（発達障害者） ・発達障害やひきこもりの人には、事前に避難所を見に行く機会が必要。（発達障害者） ・災害時の避難のタイミングが判断できない。（精神障害者・本人） ・災害時に障害がある人が、地域活動支援センターなどに集まることができたら安心であり、災害時は短期入所に行きたい。（精神障害者・本人） ・災害時の避難については、不安が大きい。（精神障害者／保護者・支援者） ・避難所では、特に、電源の確保が重要であるが、それが可能な避難所があるのかどうかもわからないため、情報がほしい。（重症心身障害児者） ・障害者の災害時の避難について、保護者が勉強できる機会をつくってほしい。（障害児）
⑧教育	・手話教育を学校の取組として早い段階からやってほしい。（聴覚障害者） ・学校で早い段階から障害の発見と理解をしてほしい。（発達障害者） ・子どもへの障害に対する教育を進めてほしい。（重症心身障害児者） ・小学校、中学校で、次年度の状況がわからないので不安が大きい。（障害児） ・市内の聴覚特別支援学校高等部が必要である。（障害児）
⑨行政	・障害者に配慮した市営住宅の運用。（視覚障害者） ・市役所等で手話が使えるよう改善してほしい。（聴覚障害者） ・大人になってからの発達障害者にも配慮した計画づくりをしてほしい。（発達障害者） ・障害者への取組を他都市に遅れないように進めてほしい。（精神障害者／保護者・支援者） ・重心では看護師が必要になるが、高齢介護でも必要であり、看護師の確保が大変なため、看護師人材登録のような仕組みが必要である。（重症心身障害児者） ・教育委員会と福祉の担当課が連携していない。（障害児） ・発達障害を早い段階から発見してほしい。（障害児） ・放課後児童クラブの指導員には、専門性をもった人を配置してほしい。（障害児） ・障害のある人ともっと関わってほしい。（障害児）

第5節 豊岡市障害者自立支援協議会への意見聴取

(1) 障害者への理解について

① 課題

- 施設を設置するときに地域住民に理解を得ることが難しかったり、障害者用駐車スペースに一般車両が駐車したりするなど、障害者への理解や配慮が十分でないことから、障害者の地域生活に不安がある。
- 家庭の事情により学校や地区の役割を免除される場合もあるが、障害者のいる家庭では、周りの理解や配慮が十分でないことから学校などの役割を担わざるを得ないことがある。

② 提案

- 障害者への理解を深めるためには、区長・民生委員・民生協力委員・福祉委員などへの定期的な普及啓発が必要である。また、地域の人々が、幼少期から障害者と身近に関わりあえる機会や場が必要である。
- 障害者のいる家庭も、積極的に地域の一員として役割を担うことができるよう地域でサポートできる体制が必要である。

(2) 人材の不足・育成について

① 課題

- グループホーム・入所施設においては、年中無休で夜間にも職員を配置せねばならないため、人材の確保が難しい。
- ヘルパーについても、人材確保が難しく、新規利用者の受入れが滞ることがある。
- 相談支援については、相談支援専門員が不足していることに加え、前任の職員が忙しいために、新規人材の職務の向上に手が回らない。事業所で計画的に研修会を開催することができない。

② 提案

- 豊岡市への定住希望者に積極的に就労先として福祉分野の仕事を紹介したり、高齢者や障害者が支援者として活躍できるよう育成したりする取組みを検討する。
- 人材育成の場として、定期的な研修会や事業者間の人材交流を行う。また、オンライン研修の積極的な活用を検討する。

(3) 資源の不足について

① 課題

- 重症心身障害児者を受入れることができる事業所が少ない。
- 地域移行や障害者の生活の場としての社会資源（グループホームや入所施設等）が不足している。
- 市内に就労移行支援、自立訓練（生活訓練）の事業所が各1箇所しかない。また、就労しても生活力や社会性が備わっていないことから行き詰ってしまうことがある。

② 提案

- 重症心身障害児者が宿泊できる短期入所を豊岡病院・出石医療センター・日高医療センターで行えないか検討を要請すること。
- 市内のグループホームは増えてはいるものの空きは少ない。グループホームを多く整備することは困難であるため、グループホームから在宅へ移行する取り組みが必要である。
- 成長とともにステップアップできるよう自立訓練（生活訓練）や障害者の生涯学習の場（くすのき学校や青い鳥学級）を活用して、生活力や社会性を身に付けたり、様々な体験をしたり、学んだりすることが必要である。

（４）サービスの充実と質の向上について

① 課題

- グループホームは増えたが、事業所間のネットワークがないので、支援方法等の情報共有ができず職員のスキルアップも難しい。
- 就労系障害福祉サービス事業所については、日常生活の支援が中心となり就労準備性を高めるための支援を行う余裕や知識・スキルを向上する機会が少ない。
- 介護保険サービスではデイサービスで入浴ができるが、障害福祉サービスでは入浴ができる通所事業所が少ない。

② 提案

- 事業所間の情報共有により、職員の知識・スキルの向上が期待できるので、人材育成の場として、定期的な研修会や事業者間の人材交流を行う。また、但馬地域は物理的な制約があるため、オンライン研修の積極的な活用を検討する。
- 介護保険サービスと障害福祉サービスを提供できる共生型サービスを推進する。

（５）地域生活に対する支援について

① 課題

- 生活力や社会性を身に付ける場や機会がないため、生活の選択肢が限られてしまう。
- 地域生活をするにあたっては、様々な課題があるため、ひとつの課題を解決しても、次から次へ課題が出てくる（例えば自立するときの生活の場だけでなく、引き継がれた後の財産や資産等の管理も考える必要がある）。
- グループホームからアパート等在宅への移行に取り組むとしても、グループホームは家賃助成や日常生活の支援があることから、現入居者はアパート等地域で生活する気持ちにはなれない。
- 自力で通所できない人の中には、送迎がない事業所は利用できない人もいる。

② 提案

- 成長とともにステップアップできるよう自立訓練（生活訓練）や障害者の生涯学習の場（くすのき学校や青い鳥学級）を活用して、生活力や社会性を身に付けたり、様々な体験をしたり、学んだりすることが必要である。

- ・ 障害者が自立した生活を実現するにあたって何が必要か、子育ての段階から何をしておくべきか、指針となるものが必要である。
- ・ 地域生活をする上での課題の全体像をふまえながら、具体的な支援策を利用者に分かりやすく提示する必要がある。
- ・ グループホームの家賃助成に変わる住まいの支援の検討（例えば 1 人暮らしをする方への家賃助成など）。
- ・ 各事業所がそれぞれで行っている送迎について、共同送迎を検討する。

（６）就労の支援について

① 課題

- ・ 障害により心身の変動が大きく、疲労や体力面の制限があり、長期間安定して働くことが難しい、また、特定の職務であれば果たすことができるが、幅広い職務をこなすことが難しい。
- ・ 就労スキルはあっても対人関係を構築することに課題があり継続した就労が難しい。
- ・ 就労継続支援Ｂ型については、利用目的がさまざまであるが、事業所間で意見交換や人材交流などによるスキルアップをする研修を行う場がないため、利用者の目的に対応がしにくい。

② 提案

- ・ 一般就労のほか、短時間就労などの多様な働き方を推進する。さらに、短時間就労と就労継続支援の同日利用といった形態、農福連携などの新しい業態も一例である。一般企業にこのような就労形態への理解を促進することが必要である。
- ・ 成長とともにステップアップできるよう自立訓練（生活訓練）や障害者の生涯学習の場（くすのき学校や青い鳥学級）を活用して、生活力や社会性を身に付けたり、様々な体験をしたり、学んだりすることが必要である。
- ・ 人材育成の場として、定期的な研修会や事業者間の人材交流を行う。また、オンライン研修の積極的な活用を検討する。

（７）児童期の支援について

① 課題

- ・ 家庭において、子どもへの適切な関わりができず、多くの支援が必要な家庭がある。
- ・ 多くの支援者が関わっているが、障害・保健分野と教育分野の連携が不十分であり、サポートファイルなど支援に関する情報が有効に活用できているのかわからない。
- ・ 就学に関する情報が少ないため、就学前に進路に悩む保護者が多い。

② 提案

- ・ 保護者に適切な情報を提供できるよう支援機関がサポートファイルなどによる情報共有を行うとともに、子どもだけでなく家庭に対して、障害、保健、教育等の分野による横断的なサポート体制が必要である。
- ・ 保護者向けの就学ガイドブックの作成。

第6節 進捗状況

1. 豊岡市障害者計画の進捗状況

これまで、本計画において、「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」という基本理念のもとに、『「自己実現できる」まちづくり』『「人と人とが支え合う」まちづくり』『「いつでもどこでも相談できる」まちづくり』『「地域で生活できる」まちづくり』『「安全で安心して暮らせる」まちづくり』の基本目標を設定し、障害者福祉の推進に取り組んできました。これまでの計画の進捗状況を整理します。

【「自己実現できる」まちづくり】

- 特別支援教育支援員等を配置し、生活や学習の支援を行った。
- 北但広域療育センター（放課後等デイサービス、児童発達支援）の定員増
- 就労ガイダンスを実施した。また、障害者を雇用する企業へインタビューを行い、市広報紙に取組みを掲載したり、農福連携を進めた。
- 地域活動支援センターの情報共有や活動の活性化を目的に、センター交流会を実施した。
- 障害者スポーツ大会を実施し、地域活動への参加を促進した。

【「人と人とが支え合う」まちづくり】

- 障害者居場所づくり事業としてサロンを開催し、障害のある人と地域住民との交流を図り、理解を広げる取組みを進めた。また、小中高等学校の福祉学習支援で、障害者との交流を勧奨した。
- 障害者自立支援協議会相談支援グループの定例会議による情報共有や、基幹相談支援センターによる相談支援専門員研修会を実施し、専門的人材の育成・確保に努めた。
- 障害福祉に対する関心を高めるため、スポーツ大会等の活動において、一般、短大生・高校生ボランティアの参加を呼びかけた。
- 精神障害者自発的活動支援事業を実施し、障害のある人やその家族同士が情報交換できる場づくりを行った。

【「いつでもどこでも相談できる」まちづくり】

- 地域包括支援センターが主体となり、関係事業所職員・民生委員等を対象に権利擁護研修会を開催し、成年後見制度の周知に努めた。また、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を実施した。
- 虐待防止センター業務を豊岡市社協に委託し、障害福祉サービス事業所対象に虐待防止研修を実施することにより、虐待に関する理解促進を図った。
- 相談支援事業所へアンケート及びヒアリングを行い、業務の改善を行った。
- 障害者基幹相談支援センターを豊岡市社協に委託し設置した。
- 発達が気になる児童、発達障害が疑われる児童や親子の関わりに課題がある児に対して、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施し保護者の支援を行った。

【「地域で生活できる」まちづくり】

- 玄さん元気教室を実施し、健康づくりを進めた。
- 医療的ケア児者支援連絡会議を開催し、医療的ケア児者の協議を行った。
- ひきこもり者への支援等について関係機関と連携して取り組むため、豊岡市ひきこもり支援連絡会議担当者会を開催した。
- 精神障害者の地域移行・地域定着について、医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図った。
- 地域生活支援拠点等整備の現状、課題、市等の取組み経過を整理し、障害者自立支援協議会全体会議にて報告した。
- 障害者自立支援協議会でサービス管理責任者ネットワーク会議やヘルパー研修を実施し、障害福祉サービスの質の向上に努めた。
- こころのケア相談（精神科医による相談）、こころの相談室（臨床心理士、保健師による相談）を実施した。

【「安全で安心して暮らせる」まちづくり】

- 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の策定に伴い、グループインタビューやアンケート調査を実施し、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めた。
- 住まいの確保に向けて、障害者自立支援協議会せいかつ部会で不動産関係者との意見交換、相談支援専門員への研修、入居支援のしおりの作成を行った。
- 防災ワークショップ、出前講座を実施するとともに、障害のある人で災害時に避難行動の援助が必要な人について、地域で避難行動を援助していただけるよう啓発を行った。
- 福祉と防災連携促進モデル事業を実施した。

2. 第5期豊岡市障害福祉計画及び第1期豊岡市障害児福祉計画の成果目標等の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

2019年度末の地域生活移行者数は4人で、2020年度末目標の11人を下回っています。また、施設入所者数の削減数は、2016年度末から1人の削減となっています。

① 施設入所者の地域移行者数

目標値 (2020年度末)	実績 (2019年度末)
11人	4人

② 施設入所者の削減数

目標値 (2020年度末)	実績 (2019年度末)
5人	1人

<参考>施設入所者数

(2016年度末)	(2019年度末)	削減数
118人	117人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、既存の会議体を活用し、有機的連携により、障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議ができる仕組みを検討していく。

(3) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組み

本市の現状、課題及び取り組み経過等の整理を行い、自立支援協議会で報告をしている。今後も、課題等の整理を行い、整備に向けた取り組みを進めていく。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

2019年度末の一般就労への移行者数は9人であり、2020年度末目標の24人を下回っています。また、就労移行支援事業の利用者数は10人で、目標値を僅かに下回っています。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

目標値 (2020 年度末)	実績 (2019 年度末)
24 人	9 人

② 就労移行支援事業の利用者数

目標値 (2020 年度末)	実績 (2019 年度末)
11 人	10 人

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

目標 (2020 年度末)	実績 (2019 年度末)
就労移行率3割以上の事業所 が全体の5割	0

※事業所数 1 力所 (2019 年度末現在)

④ 就労定着支援による職場定着率

目標 (2020 年度末)	実績 (2019 年度末)
1 年後の職場定着率 80%	0

※市内に 1 事業所があり、1 名の利用者がある。(2019 年度末現在)

(5) 障害福祉サービス等の利用実績

① 訪問系サービス

居宅介護では、利用者数は減少しており、2020 年度見込では計画値を下回っていますが、利用時間は計画値を上回っています。

重度訪問介護では、利用時間が 2020 年度に急増し、計画値を僅かに上回っています。

同行援護では、利用者数、利用時間ともに計画値を下回っています。

行動援護では、利用者数は 2020 年度で計画値をやや下回っており、利用時間は毎年、計画値を下回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
居宅介護	人	122	122	100%	123	117	95%	124	112
	時間	1,300	1,338	103%	1,310	1,410	108%	1,321	1,448
重度訪問介護	人	9	7	78%	9	9	100%	9	10
	時間	932	605	65%	932	404	43%	932	933
同行援護	人	20	16	80%	21	19	90%	22	16
	時間	159	117	74%	167	95	57%	175	95
行動援護	人	13	14	108%	13	13	100%	13	11
	時間	239	179	75%	239	199	83%	239	155
重度障害者等 包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0

② 日中活動系サービス

生活介護では、3か年で増減していますが、利用者数、延利用者数とも計画値を上回っています。

自立訓練（機能訓練）では、2019 年度から利用がなくなっています。

自立訓練（生活訓練）では、利用者数は計画値を僅かに上回っていますが、延利用者数は 2019 年度以降、計画値を僅かに下回っています。

就労移行支援では、実利用者数、延利用者数ともに減少傾向にあり計画値を下回っています。

就労継続支援 A 型では、利用者数は 3 か年ともに計画値を下回っており、2020 年度は特に少なくなっています。同様に延べ利用者数も計画値を下回っています。

就労継続支援 B 型では、利用者数、延べ利用者数ともに増加しており、利用者数は計画値を上回っています。

就労定着支援では、2019 年度から利用者数が 1 名となっています。

療養介護では、概ね計画値の利用となっています。

短期入所について、福祉型では、利用者数は計画値を上回っていますが、延べ利用者数は

概ね増減があるものの2020年度見込では、計画値を下回っています。医療型では、2018年度で計画値を超過していましたが、2019年度、2020年度とも計画値を下回っています。

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
生活介護	人	212	229	108%	212	230	108%	212	220
	人日	4,221	4,361	103%	4,221	4,334	103%	4,221	4,390
自立訓練 (機能訓練)	人	2	3	150%	2	0	0%	2	0
	人日	26	43	165%	26	0	0%	26	0
自立訓練 (生活訓練)	人	5	6	120%	6	7	117%	6	7
	人日	79	101	128%	95	92	97%	95	91
就労移行支援	人	11	11	100%	11	10	91%	11	8
	人日	122	94	77%	122	73	60%	122	65
就労継続支援 (A型)	人	26	25	96%	31	26	84%	36	18
	人日	378	378	100%	440	346	79%	502	265
就労継続支援 (B型)	人	252	256	102%	255	274	107%	258	282
	人日	4,468	4,338	97%	4,657	4,557	98%	4,846	4,808
就労定着支援	人	7	0	0%	8	1	13%	9	1
療養介護	人	18	19	106%	18	19	106%	18	18
福祉型短期入所	人	72	100	139%	72	99	138%	72	77
	人日	343	327	95%	343	352	103%	343	337
医療型短期入所	人	10	16	160%	18	11	61%	18	2
	人日	17	22	129%	25	19	76%	25	9

③ 居住系サービス及び相談支援

共同生活援助では、実績値は計画値をやや上回っています。

施設入所支援では、実績値は計画値を僅かに上回っています。

計画相談支援では、2019年度から計画値をやや上回っています。

地域移行支援では、2018年度、2019年度で計画値を上回っています。

地域定着支援では、2019年度から計画値を下回っています。

※1か月あたり

サービス名		単位	2018年度			2019年度			2020年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
自立生活援助		人	4	0	0%	4	0	0%	4	0
共同生活援助		人	104	109	105%	109	118	108%	114	121
施設入所支援		人	115	118	103%	114	117	103%	113	112
相談支援	計画相談支援	人	128	122	95%	136	139	102%	145	155
	地域移行支援	人	4	6	150%	4	11	275%	4	4
	地域定着支援	人	17	17	100%	21	15	71%	25	16

※年間実績÷12

(6) 地域生活支援事業の推進

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業及び、相談支援事業は、いずれも実施しています。

成年後見制度利用支援事業では、利用が1名ありました。成年後見制度法人後見支援事業は実施していません。

手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業では、2019年度に計画値を大きく上回っていますが、2020年度は、概ね計画値の利用となる見込みです。

日常生活用具給付等事業では、全体でみると件数が増加しており、計画値を上回っています。用具別にみると、件数のほとんどを排泄管理支援用具が占めています。

手話奉仕員養成事業の年間修了者数は、2019年度に減少したものの、2020年度では計画値を上回る見込みとなっています。

移動支援事業では、年間実利用者数は計画値を上回っていますが、利用時間数は計画値を下回っています。

地域活動支援センターでは、Ⅰ型、Ⅲ型ともに実利用者数が計画値を下回っています。

その他事業・任意事業では、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業、レクリエーション活動等支援事業で計画値を下回っています。

① 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

② 相談支援事業

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100%	3	3	100%	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

※年間

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	0%	1	1	100%	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	—	無	無	—	無	無

④ 意思疎通支援事業

※年間

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	336	307	91%	348	442	127%	360	356
手話通訳者設置事業	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1

⑤ 日常生活用具給付等事業

※年間

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
介護・訓練支援用具	件	4	5	125%	4	5	125%	4	2
自立生活支援用具	件	4	5	125%	4	7	175%	4	4
在宅療養等支援用具	件	10	15	150%	10	19	190%	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	12	9	75%	12	11	92%	12	9
排泄管理支援用具	件	2,004	2,244	112%	2,001	2,336	117%	1,998	2,471
居宅生活動作補助用具	件	2	2	100%	2	2	100%	2	2
合計	件	2,036	2,280	112%	2,033	2,380	117%	2,030	2,498

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の養成研修修了者数	人	10	21	210%	11	8	73%	12	21

⑦ 移動支援事業

サービス名	単位	2018年度			2019年度			2020年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の実利用者数	人	53	66	125%	53	66	125%	53	56
年間の利用時間数	時間	2,651	2,497	94%	2,651	2,365	89%	2,651	2,094

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

サービス名		単位	2018年度			2019年度			2020年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
地域活動支援センターⅠ型	実利用者数	人	25	20	80%	25	20	80%	25	20
	箇所数	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1
地域活動支援センターⅢ型	実利用者数	人	75	51	68%	85	53	62%	94	55
	箇所数	箇所	9	9	100%	9	8	89%	9	8

⑨ その他の事業・任意事業

サービス名		単位	2018年度			2019年度			2020年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	4	3	75%	4	5	125%	4	8
更生訓練費給付事業	月平均利用者数	人	2	0	0%	2	0	0%	2	0
生活訓練等事業	利用者延人数	人	15	0	0%	15	0	0%	15	0
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	17	24	141%	17	20	118%	17	18
レクリエーション活動等支援事業	利用者延人数	人	1,190	1,222	103%	1,190	896	75%	1,190	718
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	100%	55	55	100%	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者延人数	人	2	7	350%	2	7	350%	2	5

(7) 障害児通所支援等の利用実績

児童発達支援では、利用者数、延利用者数ともに計画値を下回っています。

放課後等デイサービスでは、利用者数、延利用者数ともに計画値を上回っています。

保育所等訪問支援では、利用者数、延べ利用者数ともに概ね計画値を下回っていますが、2020年度の利用者数は計画値を上回っています

障害児相談支援では、3か年を通して計画値を下回っています。

① 障害児通所支援等

※1か月あたり

サービス名		単位	2018年度			2019年度			2020年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
児童発達支援	人	人	84	74	88%	84	75	89%	85	68
	人日	人日	336	224	67%	336	320	95%	340	302
医療型児童発達支援	人	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	人日	人日	0	0	—	0	0	—	0	0
放課後等デイサービス	人	人	166	179	108%	180	202	112%	194	196
	人日	人日	889	1,074	121%	965	1,247	129%	1,040	1,170
保育所等訪問支援	人	人	12	10	83%	12	10	83%	12	16
	人日	人日	34	16	47%	34	15	44%	36	20
居宅訪問型児童発達支援	人	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	人日	人日	0	0	—	0	0	—	0	0
障害児相談支援	人	人	96	81	84%	111	77	69%	125	82

※年間実績÷12

第7節 障害者福祉の主な課題

①社会参加の手段の確保

障害のある人が、積極的に社会参加していくためには、公共交通や駐車場などの利便性の向上が欠かせません。また、外出時に支援を必要とする障害のある人の割合が高いことから、障害に応じた外出支援の充実が求められます。

②障害のある人が地域で暮らすための理解の促進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、周囲の理解と協力が欠かせません。

家族をはじめ、地域の方々が障害の特性について理解を深めたり、障害のある人が意思決定できたりするなど、障害のある人もない人も、ともに生きる仲間としてお互いが理解し合える取組みが求められています。

地域移行を進めるうえでも、こうした取組みの充実を図ることが重要です。

③福祉人材の確保・育成

障害のある人の多様な状態やニーズを的確に把握し、対応するためには、専門的な知識や経験のある人材の育成が欠かせません。

相談支援専門員やサービス提供事業者の職員の質的な向上を図るためにも、研修や研修情報の積極的な提供が求められます。

また、この分野での人材確保にあたっては、仕事に対する生きがいや魅力を持ってもらえるよう啓発を図ることが重要です。

④就労環境の充実

障害のある人が、障害の特性に応じた働き方ができるような支援が求められています。

また、企業職場では、経営者から従業員までの誰もが障害に対する理解を深め、雇用機会を拡充させていく必要があります。さらに、通勤などの就労に伴う通勤などの課題に対して取り組んでいく必要があります。

また、ハローワークや但馬障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を図り、一般企業への就労へつながった方が職場で長く働き続けられるよう定着に向けた職場への支援が重要となっています。

障害者雇用率が向上していますが、障害者が希望する就労ができないなど、就労の希望と就労内容のマッチングを進める必要があります。

⑤障害者虐待等の防止

虐待は、障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人が、自立し社会参加していくためには、障害者に対する虐待を防止することが極めて重要です。

また、虐待については、関係者間の密接な連携による早期発見・早期対応が望まれます。

⑥災害対策と準備

近年、激甚化する災害に対して、事前に取り組み可能な対策や準備を進める必要があります。

少しでも迅速に避難し安全を確保するには、日頃からの意識啓発や積極的な声かけも重要となります。また、災害時の避難の仕方は、障害の特性により異なることから障害のある方がストレスなく利用できる避難所を確保するとともに、自宅等も含めた適切な避難方法が求められます。

地域、行政、関係機関などがそれぞれの役割を持ち、協力して迅速な避難行動をとることができる体制づくりが求められます。

⑦居場所づくり

障害のある人が、いつまでもいきいきと暮らしていくためには、出会いや良好な人間関係を築ける場が重要です。

そこに行けば、顔見知りがいいて、身近な地域で情報の交換や悩みを打ち明けられるような居場所が必要です。

また、障害のある人が気軽にさまざまなコミュニティ活動に参画できるよう、地域の関係団体との連携が求められます。

⑧障害の早期発見から切れ目のない支援の充実

障害者やその家族が抱える様々な課題やニーズを丁寧に聞き取り、最も適切なサービス利用につなげるためには、相談支援体制を充実することが必要とされています。

障害の発見は幼少期からわかる場合もあれば、発達障害などでは大人になってからわかる場合もありますが、障害のある人の将来を考えると、早期発見が重要であり、就学や就労、地域での生活、また、自立した暮らし方など、本人や家族への切れ目のない支援の充実が求められます。

⑨関係機関による連携と情報共有

障害のある人が地域で暮らしていくためには、障害のある人を中心とする医療、福祉、教育、就労、地域などすべての場面に関係する機関や団体等の連携と情報共有が求められます。また、障害福祉サービスの提供の充実など、それぞれの場面で構築された関係機関のつながりが、一時的なものではなく、継続的に連携できる取組みが求められます。

また、障害のある人の課題や状況は様々であるため、障害のある人に応じた社会資源が求められます。障害福祉サービスなど社会資源を、地域の実情に応じて整備するためには、医療、福祉、地域などの関係機関と協議し、連携する必要があります。障害のある人の自立した生活を進めるための諸制度について、関係機関との連携のもと、調査・研究が必要です。

第4章 障害者計画

第1節 基本目標

1. 「自己実現できる」まちづくり

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、教育、雇用・就労支援、社会参加・生きがいづくりなどの充実に努めます。

2. 「人と人との支え合う」まちづくり

障害のある人及びその家族が地域でより暮らしやすくなるよう、広報・啓発活動の充実、人材の育成・確保に努めるとともに、障害のある人やその家族、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、当事者やその家族の悩みごとなど、生活全般にわたる、さまざまな相談ができる体制づくりに努めます。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実に図ります。

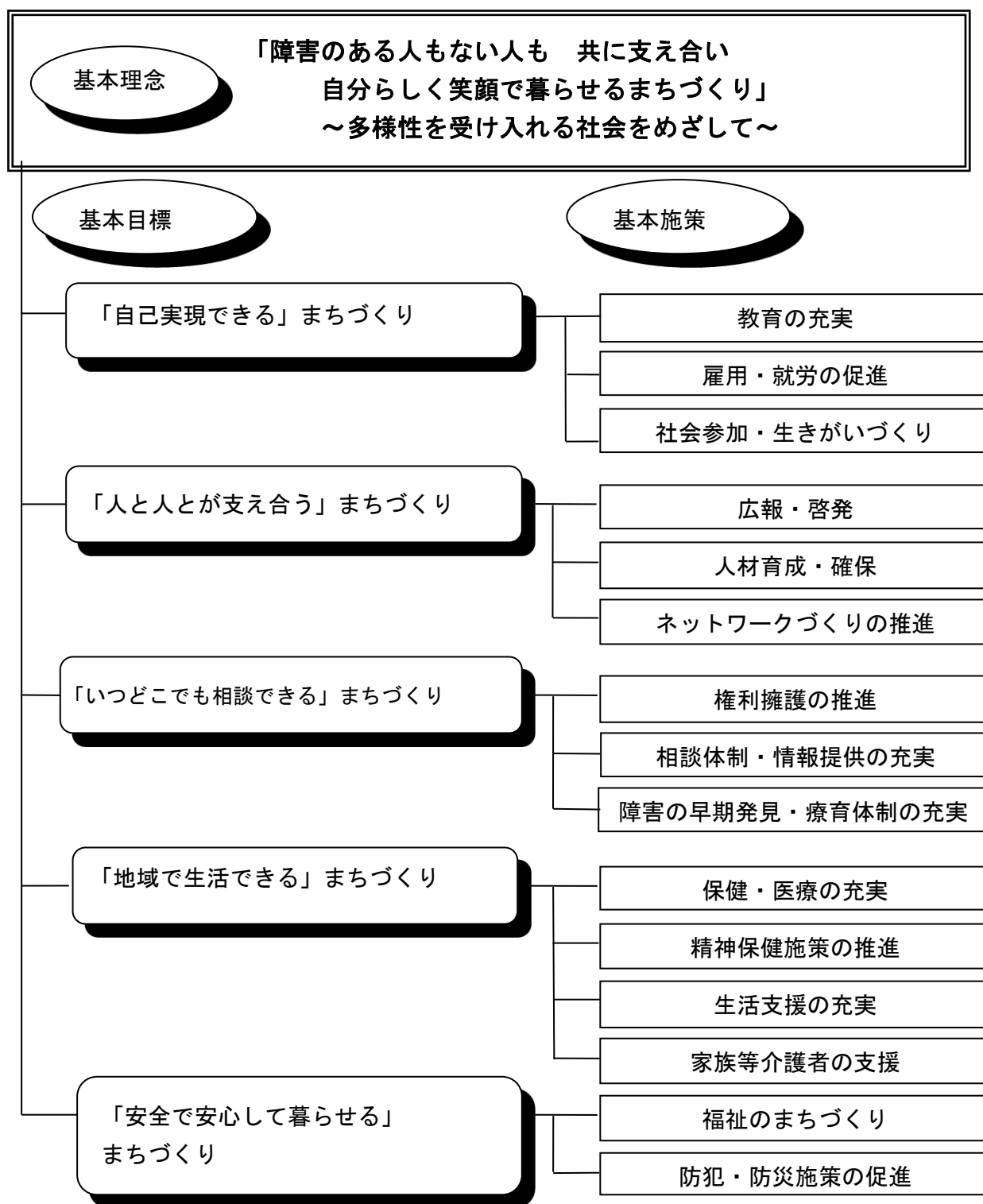
4. 「地域で生活できる」まちづくり

障害のある人やその介護者のニーズは多種多様です。それぞれのニーズに合ったきめ細やかな福祉サービスの提供により、生活支援の充実に努めるとともに、保健・医療の充実に努めます。

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

ユニバーサルデザインの考えに基づき、あらゆる社会的障壁の除去に努め、すべての人が住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、いざという時の安全を確保するための防犯・防災対策の充実に努めます。

第2節 施策の体系



第3節 施策の展開

1. 「自己実現できる」まちづくり

①教育の充実

障害のある児童、生徒が個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うためには、障害特性等を踏まえた教育の実践が必要になります。

また、障害のある児童、生徒が障害のない児童、生徒とともに教育が受けられる配慮や、ライフステージに応じた支援が必要になります。

障害者差別解消法に規定された合理的配慮の提供については、個別の事情に応じた対応が求められます。

施策名	施策内容	主な所管課
学校施設・設備の改善	学校園において、障害のある児童、生徒が不自由さを感じないように、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	教育総務課
学校教育、就学前教育・保育等の充実	障害のある児童・生徒、また、LD、ADHD、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた教育、保育の充実を図ります。	こども育成課 こども教育課
サポートファイルの活用 《拡充》	発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが進学先、就労先へつながる支援ツールとして関係機関で有効に活用されるよう、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課
教職員の資質の向上と校内支援体制の充実	各種研修会、教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。 また、障害のある子どもに対しての理解を深め、専門的な指導、支援ができるよう、校内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	こども教育課 こども育成課

施策名	施策内容	主な所管課
児童・生徒間の交流拡大	障害の有無にかかわらず児童、生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。 また、障害のある児童、生徒が障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう努めます。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課
放課後等の支援の充実	障害のある児童、生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な支援に努めます。中でも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。	社会福祉課 こども育成課

②雇用・就労の促進

障害のある人が経済的、社会的に自立していくためには、雇用・就労の促進が必要となります。

企業へ障害のある人の理解が深まるような取り組みや、障害のある人が就労に必要なスキルを修得できる支援などを行い、雇用の機会の拡充を図ります。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）に規定された障害のある人への差別の禁止、合理的配慮の提供については、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

施策名	施策内容	主な所管課
雇用・就労準備の支援	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の就労準備性を高める支援に取り組みます。	社会福祉課
雇用・就労機会の拡充 《拡充》	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、超短時間雇用や ICT の活用など多様な働き方を推進することにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	社会福祉課
	障害のある人の雇用については、法定雇用率の達成と雇用の継続を進めることで民間の事業主の率先垂範となるよう努めます。 また、多様な働き方を推進するとともに、新たな職域の検討や開拓などにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	人事課
事業主や職場の理解	障害者自立支援協議会を中心に、障害者雇用を行う企業の取組みや各種制度の情報を発信することにより、事業主や職場の方の理解促進に取り組みます。	社会福祉課
各種関係機関との連携、ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、障害者自立支援協議会を中心として、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などとの連携強化に努めます。	社会福祉課
障害のある人の就労支援施設への支援	障害のある人の就労支援施設からの物品等の優先調達を推進します。	社会福祉課
職場の定着のための支援の充実	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所と連携します。	社会福祉課

③社会参加・生きがいづくり

障害のある人が生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、社会参加しやすい環境づくりが必要となります。

社会参加できる場として、スポーツや文化活動などの地域活動への参加を促進します。

また、社会参加の際に必要な移動手段やコミュニケーション手段の支援を行い、だれもが社会参加できる環境づくりを進めます。

施策名	施策内容	主な所管課
地域活動支援センターの支援 《拡充》	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターの運営を支援するとともに、交流会開催など活動内容の充実を図ります。	社会福祉課
移動、交通手段の充実	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。	社会福祉課 高年介護課 都市整備課
コミュニケーション手段の確保 《拡充》	視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、リモート通訳に対応するよう支援します。また、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図り、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。	社会福祉課
地域活動への参加促進	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ、文化事業、コミュニティなどの地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課
障害者団体の活動の活性化	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。	社会福祉課
スポーツ、文化活動参加への促進	(財)兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポー	社会福祉課 文化振興課 スポーツ振興課

施策名	施策内容	主な所管課
	ツ指導員の協力のもと、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者芸術・文化祭への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	

2. 「人と人が支え合う」まちづくり

①広報・啓発

障害のある人に対する差別や偏見をなくすためにも、広報・啓発が必要となります。

障害のある人への正しい理解を深めるために、障害の有無にかかわらず気軽に交流できる場の提供や研修などを行います。

また、障害者福祉に関する本市の取り組みなどをさまざまな媒体を通して広報します。

施策名	施策内容	主な所管課
計画に関する 施策の広報活 動	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取り組みについて、広報に努めます。 【各種媒体】 ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 OFM ジャングルなどの報道機関 ○防災行政無線	秘書広報課 社会福祉課
広報・啓発活動 の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	社会福祉課 生涯学習課
地域における 福祉教育、人権 教育の推進	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害者団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取り組みを進めます。	社会福祉課 生涯学習課
学校における 福祉教育、人権 教育の推進 《拡充》	障害への理解や支え合う人間関係の構築のため、障害の有無に関わらず、共に学び育つ機会の拡充に努めます。 また、手話学習や車いす体験、アイマスク体験といった福祉体験学習を積極的に取り入れ、学校の教育活動全体の中で福祉に関する知的理解と心情、実践力の育成を図ります。	こども教育課
交流活動の促 進	障害のある人となない人が気軽に交流できる行事や催し物への取り組みを支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

②人材育成・確保

障害のある人が適切な福祉サービスを受けることができるようにするには、人材育成・確保が必要となります。

より充実した福祉サービスを提供できるよう、障害者自立支援協議会などのネットワークを用いて、人材育成・確保を進めます。

また、ボランティア活動などを広報することによって、障害福祉に対する関心を高め、ボランティアの理解と参加を促します。

施策名	施策内容	主な所管課
福祉人材の育成・確保 《拡充》	相談支援やケアマネジメントなどに携わる福祉人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。 また、人材の育成や確保にあたっては、障害者自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを活用し、高齢者や障害者が支援者として活躍できる取り組みやオンライン研修の活用について協議を進めます。	社会福祉課
支援者への障害理解の促進 《拡充》	民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、社会福祉協議会などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害者自立支援協議会と連携して研修会や交流会を開催し、障害のある人の参加も検討します。	社会福祉課
ボランティアの確保・育成	社会福祉協議会との連携により、ボランティアの担い手の確保に努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
ボランティア活動の機会の充実	ボランティア・市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	社会福祉課

③ネットワークづくりの推進

障害のある人やその家族同士、障害者団体などが、情報交換などの交流を行いながら支え合える関係を増やすためにもネットワークづくりが必要となります。

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。	社会福祉課
地域におけるネットワークづくりの推進	障害のある人を取り巻く課題に対応するため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、民生委員・児童委員、区、コミュニティセンター、ボランティアグループなどの地域の様々な資源を活用し、障害のある人に応じた地域支援ができるネットワークづくりを進めます。	社会福祉課

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

①権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人が安心して地域で生活ができるよう、より一層、権利擁護の推進が必要になります。

障害のある人の差別や虐待を防止するために、福祉サービスによる支援や関係機関との連携を図り、権利擁護を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。 また、今後の法改正や国や県の動きを注視し、市の施策について検討を進めるとともに、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。	社会福祉課
権利擁護事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の活用を促し、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）のニーズに対応するため、具体的な方策を検討します。	社会福祉課 高年介護課
成年後見制度の利用支援	障害のある人がいつまでも安心して地域で生活するにあたって、成年後見制度を活用できるよう、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の提供に努めます。 また、低所得者等への経済的支援を実施します。	社会福祉課 高年介護課
障害者虐待等の防止	障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組みます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、障害者相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課

②相談体制・情報提供の充実

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決に導くには、専門性が高い相談支援が必要になります。

このため、相談支援体制の充実を図るとともに、さまざま手段を用いて障害の種別に配慮した情報提供を行っていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
地域相談支援体制の充実	専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増員を図り、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。 また、障害者自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
発達障害者に対する個別相談体制の充実 《新規》	発達障害が疑われる大人の方やその家族が、心理士等による専門相談を受けられるよう相談体制の充実に努めます。	社会福祉課
障害者相談員活動のスキルアップ	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	社会福祉課
情報内容・提供方法の充実	情報収集、利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供について検討を進めます。 市のホームページ、市広報紙「広報とよおか」、防災行政無線などの情報については、障害のある人にわかりやすい情報の提供に努めます。 視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの対応、聴覚障害のある人にはFAX、メール、磁気テープ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。	社会福祉課 秘書広報課
電子媒体を活用した情報提供の実施	携帯電話、パソコン、スマートフォンなどによるインターネットの普及状況を踏まえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。	社会福祉課 秘書広報課

③障害の早期発見・療育体制の充実

障害のある人が、適切なサービスをより早く受けられるようにするには、早期発見・早期対応が必要となります。

このため、定期的な健康診査や相談支援体制を構築し、関係機関と連携しながら総合的に支援します。

施策名	施策内容	主な所管課
早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診査】 《拡充》	乳幼児健康診査（４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳児）の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。特に、発達障害児の早期発見と支援のため、スクリーニングの実施と支援教室の拡充を行います。また、発達確認や健康保持、増進、疾病、虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう対応します。 さらに、未受診者に対してのフォローも行います。	健康増進課
発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援	健康診査、５歳児発達相談などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談、訪問により専門機関を紹介します。 また、発達が気になる子どもには、親子のかかわり方を中心にした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達につながる支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。	健康増進課 こども支援センター
地域療育体制の充実	障害の早期発見、相談、指導、通園、通所がスムーズに行われるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り療育体制の充実に努めます。	社会福祉課 健康増進課 こども育成課 こども支援センター
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携	こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実に図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課 健康増進課
北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 《拡充》	地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの指定を受けている北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供し、保護者や家族への支援を充実します。 また、障害児相談支援、保育所等訪問支援を充実するとともに、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。	社会福祉課

4. 「地域で生活できる」まちづくり

①保健・医療の充実

障害のある人もない人も、ともに健康でいきいきと暮らせるよう、効果的に健康づくりを進める必要があります。

総合的な保健・医療サービスを受けることができるような支援を推進していきます。また、スポーツ環境の整備や障害に応じた機能改善訓練に取り組み、生活習慣病予防や運動習慣づくりの推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	健康増進課 高年介護課 社会福祉課
健康・体力づくりの推進	健康増進施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防、運動習慣づくりなどの取り組みを推進します。	健康増進課
リハビリテーション体制の充実 《拡充》	障害のある人が、その障害に応じた機能訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。 また、重度の肢体不自由の方が、定期的にリハビリテーションの利用ができるよう支援します。	健康増進課 社会福祉課
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	社会福祉課 健康増進課

②精神保健施策の推進

精神障害のある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるようにするには、保健・医療・福祉サービスなどの充実が必要となります。

研修会などで精神障害に対する理解の促進を図りながら、地域移行・地域定着を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
理解促進、啓発活動の推進 《拡充》	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動や障害者の支援機関が障害のある方と地域をつなぐ取り組みを通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくります。 また、啓発活動にあたっては、ピアサポーターなどを活用することを検討します。	社会福祉課 健康増進課
こころの健康づくりの推進 《拡充》	自殺、うつ病の相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺、うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。 また、相談窓口に来ることができない方、電話では相談しづらい方が、相談できるように、各機関が行っている SNS を利用した相談窓口の周知を行っていきます。	健康増進課
関係機関との連携	相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性を持って、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図ります。	社会福祉課 健康増進課
地域移行・地域定着の推進	地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。	社会福祉課 健康増進課

③生活支援の充実

障害のある人が充実した生活を送れるよう地域生活支援拠点等の整備や重度の障害のある人への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上が必要となっています。

障害福祉サービスについて、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握を行います。

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援拠点等の整備 《拡充》	障害のある人の重度化や高齢化、自立した生活を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。拠点等の整備にあたっては、それぞれの機能の担い手となる関係機関へ働きかけます。	社会福祉課
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 《拡充》	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどとの連携 ○共生型サービスの推進	社会福祉課 高年介護課
障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、各サービスの利用にあたり、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	社会福祉課
障害福祉サービスの質の向上 《拡充》	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の人材交流、情報交換の機会や研修会を開催することにより障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を働きかけます。	社会福祉課
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
ライフプラン を見据えた支 援策の検討 《新規》	障害のある人の自立した生活を見据えて、子育ての段階から指針となるものを作成します。 また、地域生活をする上での課題の全体像をふまえて、利用者に支援策を提示するための方策を検討します。	社会福祉課
移動・交通手段 の充実【1.(3) の再掲】	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。	社会福祉課 高年介護課 都市整備課

④家族等介護者の支援

障害のある人が、いきいきと暮らすためにも、支える家族等の介護者の支援が重要となります。

介護者が、いつでも相談や情報交換できる場を提供し、各関係機関と連携を図りながら、福祉サービスによる支援をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
福祉サービスなどの利用促進	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	社会福祉課 高年介護課
家族等介護者のこころのケア	家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
放課後等の居場所の確保	医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの利用調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	社会福祉課 こども育成課

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

①福祉のまちづくり

だれもが安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、行政が一体となって、住みよいまちづくりに取り組む必要があります。

障害のある人の意見を取り入れながらバリアフリー化を推進していきます。

また、他地域から観光目的で訪れる障害のある人が訪れやすいようなまちづくりを推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
だれにもやさしいまちづくりの推進	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設などの整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間としていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	各課
障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、企業、商店、事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう努めます。	各課
地域環境のバリアフリー化の推進	兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発、普及に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備、改善及び段差の解消など、だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を計画的に推進します。 また、各施設などの個別のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組みます。 【主な整備項目】 ○出入り口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者等用駐車区画の設置（兵庫ゆずりあい駐車場制度の推進）	各課
交通環境のバリアフリー化の推進	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報などのバリアフリー化の推進に努めます。	都市整備課

施策名	施策内容	主な所管課
住環境のバリアフリー化などの推進	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。	建築住宅課 社会福祉課
障害のある人の住まいの支援 《拡充》	グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。 障害のある人が円滑に住まいを確保することができるよう、豊岡市障害者自立支援協議会と連携を図り、不動産業者へ情報提供し、「入居支援のしおり」を活用した支援を行います。 また、自立して暮らしていくための住まいの支援について調査、研究を行います。	建築住宅課 社会福祉課
情報、サービスのバリアフリー化の推進	わかりやすい印刷物（市広報紙など）の普及、促進やわかりやすいホームページの作成、運用、また、会議、講演会、選挙における配慮などについて、障害者団体などの意見を聞きながら、障害のある人に対応した情報、サービスのバリアフリー化の推進に努めます。	秘書広報課 総務課 社会福祉課
観光地における他地域から訪れる人への対応	インバウンドの取り組みにより観光客が増加する中、他地域から観光客が訪れやすくなるよう、観光地における合理的な配慮の提供の啓発、推進に努めます。	大交流課 社会福祉課

②防犯・防災施策の促進

障害のある人が災害時に安全に避難できるようにするとともに、犯罪などのトラブルに巻き込まれないようにするためにも、防犯・防災の施策の推進は重要です。

災害に対応できるような事前の備えや、災害時における円滑な避難行動に結びつくような支援体制を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
避難行動要援護者の個別支援計画作成の推進 《新規》	災害時に障害のある人や高齢者等の避難を支援するため、各行政区における避難行動要援護者の個別支援計画の作成を推進します。 あわせて避難行動要援護者を支援する人の万一の備えのため、個別支援計画をもとに保険料を市が負担してボランティア保険に加入する取組みを推進します。	社会福祉課
災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	社会福祉課
地域防災計画の推進 《拡充》	市ホームページでの地域の取り組み紹介や出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供及びワークショップ等の実施による活動支援に努め、各地域での協働による支援体制づくりの推進を図ります。 また、要配慮者利用支援施設へ避難確保計画の作成を推進します。	防災課
防犯体制の整備	地域での支え合い体制（「声かけ運動」）など行政、住民、警察、消防などが連携を強化し、犯罪被害を未然防止するための情報提供など、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。	生活環境課
災害時・緊急時における情報提供の充実と対応の検討 《拡充》	防災行政無線、登録制メール、防災情報FAXなど、複数媒体による情報提供の確保を図るとともに、災害時・緊急時において障害に起因する特性のある方へ一般の避難所内に落ち着いて滞在いただくための福祉避難室を確保します。 災害時に特別な支援を要する要援護者に対する地域の支援体制を構築するため、専門職等関係者による実効	防災課 社会福祉課 高年介護課

施策名	施策内容	主な所管課
	性の高い個別支援計画（マイプラン）を作成するなど、避難時の仕組みづくりを検討します。	
福祉避難所の 充実	高齢者の入所施設等との間に、災害時、緊急時に安心して避難できる場所を提供いただく福祉避難所協定を締結しています。 引き続き福祉避難所となりうる施設との協定を進めます。	社会福祉課 防災課 高年介護課
地域支援体制 の充実	災害時には、行政などの支援とともに、隣近所による協力、助け合いが必要です。市が作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成、防災訓練の実施等を支援します。 地区における支援体制づくりの取り組み状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実、強化に努めます。	防災課 社会福祉課

第5章 第6期障害福祉計画

第1節 基本方針的な考え方

第6期障害福祉計画の基本方針は、次の7つとし、障害者の支援体制の充実に向けた取り組みを展開していきます。については、次の点に配慮して目標設定をします。

- ① 訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑤ 相談支援体制の構築
- ⑥ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ⑦ 発達障害者等に対する支援

第2節 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

2019年度末の入所者数は117人で、2023年度末における施設入所者は115人を目標とします。削減率は、1.7%で、基本指針の削減率1.6%以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
2019年度末の施設入所者数（A）		117人	【基準値】
第6期目標値	2023年度末の施設入所者数（B）	115人	
	施設入所者の削減者数	2人 (▲1.7%)	<基本指針> 【基準値】から1.6%以上削減
	2023年度末の地域生活移行者数	8人 (▲6.8%)	<基本指針> 【基準値】から6%以上移行

2. ~~精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（活動指標へ記載）~~

~~「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、既存の会議体を活用し、有機的連携により地域課題を抽出し、障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議ができる仕組みを2023年度末までに検討していきます。~~

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市においては、「常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応する相談体制」や「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「短期入所を活用した緊急時の受入対応体制の確保」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築」の5つの機能が求め

られる地域生活支援拠点等を2023年度末までに確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況を検証及び検討することを目標とします。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数<継続>

2019年度の一般就労移行者数は9人となっており、2023年度末における一般就労移行者数は、14人を目標とします。増加率は、1.55倍となって、基本指針の増加率1.27倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
一般就労移行者数 (A) 【基準値】		9人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の 一般就労移行者数 (B)	14人 (1.55倍)	<基本指針> 【基準値】の1.27倍以上 (B/A)

(2) 就労移行支援事業からの移行者数<新規>

基本指針では、2023年度末における就労移行支援事業移行者数は、2019年度実績の1.3倍以上となっていますが、2019年度実績が0人のため、2017～2019年度の3年間の平均就労移行支援事業移行者数1人を目標とします。

項 目		数 値	考え方
就労移行支援事業移行者数 (C) 【基準値】		0人	就労移行支援事業移行者数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の就労移行 支援事業移行者数 (D)	1人	<基本指針> 【基準値】の1.3倍以上 (D/C)

(3) 就労継続支援A型事業からの移行者数<新規>

2019年度就労継続支援A型事業移行者数は4人となっており、2023年度末における就労継続支援A型事業移行者数は、6人を目標とします。増加率は、1.33倍となって、基本指針の増加率1.26倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援A型事業移行者数 (E) 【基準値】		4人	就労継続支援A型事業移行者数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の就労継続支援 A型事業移行者数 (F)	6人 (1.50倍)	<基本指針> 【基準値】の1.26倍以上 (F/E)

（４）就労継続支援Ｂ型事業からの移行者数＜新規＞

2019 年度の就労継続支援Ｂ型事業移行者数は５人となっており、2023 年度末における就労継続支援Ｂ型事業移行者数は、７人を目標とします。増加率は、1.33 倍となって、基本指針の増加率 1.23 倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援Ｂ型事業移行者数（Ｇ） 【基準値】		５人	就労継続支援Ｂ型事業移行者数 （2019年度実績）
第６期 目標値	2023年度末の就労継続支援 Ｂ型事業移行者数（Ｈ）	７人 （1.40倍）	＜基本指針＞ 【基準値】の1.23倍以上（Ｈ／Ｇ）

（５）就労定着支援事業利用者数＜新規＞

2023 年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（14 人）のうち、10 人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。利用者数の比率は、基本指針の７割を満たします。

項 目		数 値	考え方
一般就労に移行する利用者数（Ｂ） 【基準値】		14人	2023年度末の一般就労移行者数 （第６期目標値）
第６期 目標値	2023年度末の一般就労に 移行する者のうち就労定着 支援事業の利用者数（Ｉ）	10人 （7.1割）	＜基本指針＞ 【基準値】の7割（Ｉ／Ｂ）

（６）就労定着支援事業の就労定着率＜新規＞

基本指針では、2023 年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目標とすることとなっていますが、本市では、１事業所のみのため、目標値でも１事業所としています。

項 目		数 値	考え方
2023年度末の就労定着支援 事業所数（Ｊ）【基準値】		1 事業所	就労定着支援事業所数 （2019年度実績）
第６期 目標値	2023年度末の就労定着支援 事業所うち就労定着率が８割 以上の事業所数（Ｋ）	1 事業所 （10割）	＜基本指針＞ 【基準値】の7割（Ｋ／Ｊ）

5. 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対する相談支援体制の構築が不可欠となります。

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援及び一般的な相談支援に加え、総合的・専門的な相談支援を行うなどの重層的な仕組みを構築し、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、相談支援専門員の人材育成や関係機関等とのネットワーク構築等の相談支援体制の充実及び強化等に向けた取組を推進します。

内 容		2021 年度	2022 年度	2023 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	110	110	110
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	5	5	5

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。そのためには、提供されるサービスの質や利用者にとってサービスの内容が適切かどうかといった検証を行う体制の構築が求められています。2023年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

内 容		2021 年度	2022 年度	2023 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	有
上記の実施回数	回	0	0	1

第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

見込量は、2017年度から2019年度までの3か年の障害福祉サービスの伸び率を基本としましたが、3か年の中で急激な増減がみられるサービスや絶対数が極端に少ない場合、また、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込量を確保するための取組みを示しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
居宅介護	人	117	122	127
	時間	1,513	1,577	1,642
重度訪問介護	人	11	12	14
	時間	1,026	1,120	1,306
同行援護	人	20	20	20
	時間	119	119	119
行動援護	人	13	13	13
	時間	199	199	199
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込量設定の考え方】

- ・ 居宅介護では、2020年9月末の支給決定者127人を2023年度の目標とし、二

ニーズに対応できるよう計画値を上げています。総利用時間の計画値は、2020 年度の利用時間÷利用人数により、一人あたりの利用時間を基に設定しました。

- 重度訪問介護では、2020 年9月末の支給決定者 14 人を 2023 年度の目標とし、ニーズに対応できるよう計画値を上げています。総利用時間は、2020 年度の一人あたり利用時間を基に設定しました。
- 同行援護では、2020 年9月末の支給決定者 20 人を 2021 年度からの目標としています。。総利用時間は、2020 年度の一人あたり利用時間を基に設定しました。
- 行動援護では、2019 年度の実績値 13 人を確保するよう設定しました。総利用時間も同様の考え方です。

【見込量確保のための方策】

- ヘルパーの確保、養成の方策を検討し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 日常生活を支える医療サービスとして訪問看護のニーズも高まっており、福祉と医療の連携の強化に向けて取組みを進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な障害者に、主に昼間、事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者で、企業等への雇用が見込まれる方が対象となります。 事業所における作業や、企業実習、適正に合った職場探し、就労後における職場定着のために必要な相談等のサービスを行います。
就労継続支援 A 型	企業等に雇用されることが困難な障害者であって、事業所において雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の方が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 B 型	企業等での就労経験があっても、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアを要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴、排せつ、食事等の介護等のサービスを行います。

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
生活介護	人	226	226	226
	人日	4,362	4,362	4,362
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	7	7	7
	人日	91	91	91
就労移行支援	人	10	10	10
	人日	73	73	73
就労継続支援 A 型	人	21	24	27
	人日	309	353	398
就労継続支援 B 型	人	290	298	306
	人日	4,944	5,081	5,217
就労定着支援	人	3	6	10
療養介護	人	18	18	18
短期入所（福祉型）	人	98	98	98
	人日	360	363	367
短期入所（医療型）	人	18	20	22
	人日	31	35	38

※数値、上段は 1 か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1 人当たりの月平均利用日数」

【見込量設定の考え方】

- 生活介護では、3 か年の実績は増減しているため 3 か年の平均値を確保することで計画値を設定しています。
- 自立訓練（生活訓練）では、ほとんど変動がないため、2020 年度の人数を確保することとしました。総利用日数も 2020 年度の実績見込みを計画値としています。
- 就労移行支援では、2019 年度の実績が 10 人であることから、計画値も 10 人を確保するよう設定しています。総利用日数も 2019 年度の実績値を計画値と設定しています。
- 就労継続支援 A 型では、3 事業所で定員 30 人に対し、その 9 割の 27 人を 2023 年度の目標値として設定しています。総利用日数は、2020 年度の 1 人あたり日数を基に設定しています。
- 就労継続支援 B 型では、2018～2020 年度の実績からニーズの高さが見られるため、計画値は 2019 年度から 2020 年度の単年度増加数を基に設定しています。総利用日数は、2020 年度の 1 人あたり日数を基に設定しています。
- 就労定着支援では、一般就労移行数 14 人のうち、10 人を 2023 年度の目標とし、

3か年の計画値を上げています。

- 療養介護では、過去3年間では概ね計画値通りであることから、これを計画値として設定しています。
- 短期入所では、2020年度は大きく減少していますが、新型コロナによる影響と考えられ、短期入所（福祉型）は、2018年度の実績値を計画値として設定しています。短期入所（医療型）は、2019年度の支給決定者数22人を2023年度の目標とし、ニーズに対応できるよう計画値を上げています。総利用日数は、2019年度の1人あたりの日数を基に設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や活動ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援では、公的機関においては、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。また、授産商品の購入の働きかけを推進していきます。
- 医療的ケアを必要とする重度の障害児・者の医療型短期入所については、公立豊岡病院と協力し、従来の利用に加え、週末の利用に向けて、より一層連携を図っていきます。

(3) 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか必要な日常生活上の支援を行います。

サービス種別		2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	人	4	4	4
（うち、精神障害者）	人	3	3	3
共同生活援助（グループホーム）	人	126	131	136
（うち、精神障害者）	人	37	39	40
施設入所支援	人	115	115	115

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込量設定の考え方】

- 自立生活援助では、現状では利用がありませんが、今後の利用を想定して設定しています。
- 共同生活援助（グループホーム）では、利用ニーズは高く、今後も増加傾向にあり、5名ずつ増加させています。
- 施設入所支援では、2020 年度の新規利用予定が3名いるため、2020 年度を基に増加で設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助では、単身生活が困難な方の居住の場としての機能を維持しつつも、一方で、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームの運営する事業所や相談支援専門員をはじめ、関係者がグループホームの役割について共通認識を図っていきます。
- 共同生活援助及び施設入所支援におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

（４） 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
計画相談支援	人	172	189	206
地域移行支援	人	4	4	4
（うち、精神障害者）	人	3	3	3
地域定着支援	人	16	16	16
（うち、精神障害者）	人	15	15	15

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

【見込量設定の考え方】

- 計画相談支援では、計画相談支援の実績値が増加しており、今後も増加が見込まれ、利用者の状況に応じてきめ細やかなモニタリングが必要なため、2018～2020年度の年平均増加分を基に計画値を設定しています。
- 地域移行支援では、長期入院からの地域移行は減少していることから、2020年度の実績見込値を計画値として設定しています。
- 地域定着支援では、地域移行支援の利用者に合わせ、2020年度の実績見込値を計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- 豊岡市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。
- 兵庫県豊岡健康福祉事務所が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議の取組みに歩調を合わせ、地域移行支援・地域定着支援の対象者を把握し、適切なサービス提供に努めます。

第4節 その他の活動指標

(1) 発達障害者等に対する支援

内 容		2021 年度	2022 年度	2023 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人			
ペアレントメンターの人数	人			
ピアサポートの活動への参加人数	人			

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、既存の会議体を活用し、有機的連携により地域課題を抽出し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催します。

内 容		2021 年度	2022 年度	2023 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	21	21	21
(上記の内訳)	人	保健 2 人、医療 1 人、福祉 5 人、当事者 1 人、家族 1 人、その他 11 人		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

第5節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をおくるうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

事業名		2021 年度	2022 年度	2023 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害のある人への正しい理解を深めるために、障害の有無に関わらず気軽に交流できる場の提供を行うほか、出前講座の案内などを実施します。
- ・ 広報紙による啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流会活動等、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

事業名		2021 年度	2022 年度	2023 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者や障害のある児童およびその家族がお互いに悩みを共有し、負担軽減に繋がるよう、効果的な支援方法を検討します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的、専門的な相談支援や地域の相談機関との連携強化の取り組み等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

事業名		2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 3つの相談支援事業所の連携を深め、多様な障害の特性に対応できるように充実を図ります。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者に、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

事業名		2021 年度	2022 年度	2023 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※数値は年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- ・ 成年後見制度利用支援事業では、地域包括支援センター、豊岡市社会福祉協議会、相談支援事業所と連携し、制度周知に努めます。
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業では、法人後見の動きがある場合に、支援のあり方を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援を行います。

事業名			2021 年度	2022 年度	2023 年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	442	442	442
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は年間の利用件数

【見込量設定の考え方】

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業では、2020 年度は新型コロナウイルス感染症のため減少していると考えられるため、2019 年度の利用件数を計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、講座への参加を促進し、登録者の増員を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具の給付を行います。

種目		2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	19	19	19
情報・意思疎通支援用具	件	11	11	11
排泄管理支援用具	件	2,585	2,699	2,813
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
計	件	2,629	2,743	2,857

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- ・ 用具により増減はありますが、2019 年度の値を確保することで計画値を設定しています。排泄管理支援用具は、増加傾向にあり、2018～2020 年度の年平均増加分を基に計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者福祉のしおりなどを通じて利用者への周知を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		2021 年度	2022 年度	2023 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	10	21	11

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量設定の考え方】

- ・ 隔年で研修内容が異なるため、2018、2019 年度の実績値を確保することで計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、毎年、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成に努めます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

		2021 年度	2022 年度	2023 年度
実利用者数	人	66	66	66
利用時間数	時間	2,365	2,365	2,365

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- ・ 2020 年度は新型コロナウイルス感染症のため減少していると考えられるため、2019 年度の実績値を確保することで計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 市のガイドラインに基づき、適切な利用ができるように、丁寧な情報提供に努めます。

(9) 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者に、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、地域との交流促進を行います。

サービス種別			2021 年度	2022 年度	2023 年度
Ⅰ 型	実利用者数	人	20	20	20
	箇所数	箇所	1	1	1
Ⅲ 型	実利用者数	人	65	75	86
	箇所	箇所	8	8	8

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- ・ 地域活動支援センターⅢ型の定員 107 人の 80%にあたる 86 人を 2023 年度の計画値として、増加させていくことで設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者が日常生活をより豊かに過ごせるように、センター間の横の連携を図り、一人ひとりに応じた活動内容のレベルアップに努めます。

(10) その他の事業・任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催し、障害者が社会参加活動を行うための必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、CDによる声の広報など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス種別			2021 年度	2022 年度	2023 年度
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	5	5	5
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	24	24	24
レクリエーション活動等支援事業	利用者延人数	人	1,222	1,222	1,222
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者延人数	人	7	7	7

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- ・ 日中一時支援では、障害者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第6章 第2期障害児福祉計画

第1節 基本方針的な考え方

第2期障害児福祉計画の基本方針は、次の5つとし、障害児の療育体制の充実に向けた取り組みを展開していきます。については、次の点に配慮して目標設定をします。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 成果目標

障害児への支援については、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の発見段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。また、ライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等について関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を構築する必要があります。

障害の種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

1. 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、2023年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

2. 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、2023年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築することとなっています。本市ではすでに体制構築済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、2023年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっています。本市ではすでに確保済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

4. 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

県の目標にあわせて、2023 年度末までに主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を 1 か所以上確保します。

5. 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保

県の目標にあわせて、2023 年度末までに主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所を 1 か所以上確保します。

6. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、2023 年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

7. 医療的ケア児等に対し支援等を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、2023 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを **1 名** 配置します。

第3節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児であって、障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
児童発達支援	人	81	87	93
	人日	360	386	413
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	224	232	241
	人日	1,337	1,385	1,439
保育所等訪問支援	人	16	16	16
	人日	32	32	32
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、実績値が計画値を上回る場合、兵庫県が総量規制を実施する場合があります。

【見込量設定の考え方】

- 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニング実施の発達障害児の早期発見・早期療育により、2020 年度前半は 3 名増加しています。今後も増加傾向にあり、年間 6 名ずつ増加させています。総利用日数は、2020 年度の一人あたりの人日を基に設定しました。
- 放課後等デイサービスでは、2020 年 9 月末の支給決定者数 224 人を 2021 年度の目標とし、2019～2020 年度の支給決定者数の増加率で計画値を設定しています。総利用日数は、2020 年度の一人あたりの人日を基に設定しました。

- ・ 保育所等訪問支援では、2020 年9月末の支給決定者 191 人で、年 2 回の利用を確保するための設定としています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニングの実施による発達障害児の早期発見・早期療育に対応できるよう通所支援体制の確保に努めます。
- ・ 放課後等デイサービスでは、地域における障害のある児童の放課後等の居場所の確保に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援では、利用者が利用しやすくなるよう事業所や学校との連携に努めます。

(2) 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害児相談支援	人	87	92	97

【見込量設定の考え方】

- ・ 障害児相談支援では、利用人数は、2019～2020 年度の増加分を計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 子どもの成長に応じた途切れのない支援が継続できるように、各関係機関の連携の強化を図ります。
- ・ 障害児が円滑に通所支援を受けられるよう、相談支援体制の構築を図ります。

第7章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の着実な実行に努めます。計画の進捗状況は、1年に1回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

1. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 13 日豊岡市告示第 103 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日豊岡市告示第 74 号 平成 26 年 4 月 10 日豊岡市告示第 147 号

平成 28 年 4 月 1 日豊岡市告示第 151 号 平成 29 年 5 月 8 日豊岡市告示第 187 号

令和 2 年 3 月 26 日豊岡市告示第 81 号

(設置)

第 1 条 計画（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に基づく豊岡市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく豊岡市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に基づく豊岡市障害児福祉計画をいう。以下同じ。）の策定、見直し及び推進のため、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年3月27日豊岡市告示第74号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年4月10日豊岡市告示第147号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日豊岡市告示第151号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月8日豊岡市告示第187号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日豊岡市告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

任期：2020年5月20日～2023年3月31日

(敬称略)

	委員種別	所属団体名	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	大阪府立大学人間社会システム科学研究科	教 授	田 垣 正 晋	
2	地域団体の代表者	若竹の会	会 長	浜 上 喜 代 美	
3	地域団体の代表者	豊岡市区長連合会	会 長	米 田 英 昭	
4	障害者関係団体の代表者	(特非) はばたけ手をつなぐ育成会	理 事 長	中 井 佳 与 子	
5	障害者関係団体の代表者	豊岡市身体障害者福祉協会	会 長	足 立 幸 生	
6	障害者関係団体の代表者	豊岡市精神障害者家族連合会	会 長	國 下 透	
7	障害者関係団体の代表者	但馬障害者通所施設連絡会	会 長	宮 下 典 子	
8	公募委員			大 垣 洋	
9	福祉・医療機関の職員	(福) 豊岡市社会福祉協議会	理 事 長	中 川 茂	
10	福祉・医療機関の職員	(一社) 豊岡市医師会	理 事	小 西 一 生	
11	福祉・医療機関の職員	(医) 敬愛会 生活支援センターほ おずき	相談支援専門員	中 奥 み ゆ き	
12	福祉・医療機関の職員	(福) 神戸聖隷福祉事業団 北但広 域療育センター	施 設 長	久 木 田 憲 彦	
13	福祉・医療機関の職員	豊岡市民生委員児童委員連合会	委 員	岡 垣 克 信	
14	雇用・就労関係者	豊岡公共職業安定所	就職促進指導官	大 江 は る み	
15	行政関係者	兵庫県豊岡こども家庭センター	所 長	船 谷 裕 司	
16	行政関係者	兵庫県豊岡健康福祉事務所	所 長	柳 尚 夫	
17	市長が必要と認める者	兵庫県立出石特別支援学校	校 長	松 本 茂 樹	

3. 豊岡市障害者福祉計画策定の経過

日 程	内 容 な ど
2020 年	
6 月 23 日	第 1 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会委員委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出について ・ 豊岡市障害者福祉計画の策定方針について ・ アンケート調査について ・ グループインタビューの実施について
7 月 14 日～	アンケート調査の実施
7 月 30 日	
7 月 7 日	グループインタビュー（視覚障害）
7 月 13 日	グループインタビュー（重症心身障害）
7 月 17 日	グループインタビュー（視覚障害、精神障害）
7 月 25 日	グループインタビュー（知的障害）
7 月 27 日	グループインタビュー（肢体障害・内部障害）
7 月 29 日	グループインタビュー（発達障害）
7 月 30 日	グループインタビュー（障害児等）
8 月 27 日	第 2 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ アンケート調査結果について（中間報告） ・ グループインタビュー結果について（報告） ・ 第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画の成果目標等の進捗状況について ・ 計画の構成案について
9 月 23 日	豊岡市障害者自立支援協議会全体会議 ・ 豊岡市障害者福祉計画策定に係る意見聴取について
10 月 12 日	第 3 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ アンケート調査結果について（報告） ・ 障害者福祉の課題について ・ 豊岡市障害者福祉計画骨子案について

2021 年		・ 豊岡市障害者福祉計画策定に係る意見について（豊岡市障害者自立支援協議会）
	11 月 30 日	第 4 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ 豊岡市障害者福祉計画素案について ・ パブリックコメントについて
	1 月 12 日	第 5 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・ 豊岡市障害者福祉計画（案）について ・ 今後のスケジュールについて
	1 月 15 日	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会正副委員長から障害者福祉計画（案）を市長に報告
	1 月 20 日～2 月 3 日	パブリックコメント実施

豊岡市障害者計画
第6期豊岡市障害福祉計画
第2期豊岡市障害児福祉計画

2021年2月発行

豊岡市 健康福祉部 社会福祉課

〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町 12 番 12 号

電 話：0796-24-7033

FAX：0796-24-4516

Email：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.toyooka.lg.jp